令和5年6月8日

第2回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和5年6月8日(木) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家	法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内耳	其由美
5番	門 秀俊	6番	兼若	幸一
7番	中野 一郎	8番	金井	浩三
9番	小川 保	10番	古川	幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井	勉
13番	渡邉美喜子	14番	尾崎	忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町		長	丸尾	幸雄
副	町	長	岡部	登
教	育	長	三木	信行
会計	·管理	者	山下	佐千子
町長	公室	長	山内	岡川
総務	課長		泉	知典
政策	観光	課長	土井	真誠
税務	課長		西山	政有紀
住民	環境	課長	石井	克典
高齢	者保	險課長	松浦	久美子
健康	福祉	課長	富木田	笑子
建設	:課長		三谷	勝則
建設	:課主	幹	喜田	浩希
産業	課長		村井	崇一
消防	長		青木	孝一
教育	総務	課長	竹田	光芳
生涯	学習	課長	谷口	賢司

1、議会事務局職員

 事務局長
 森
 泰憲

 事務局長補佐
 大森
 奉子

 書
 記
 前原
 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長(村井 勉)

改めましてお早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番、藪内 真由美 君・7番、中野 一郎 君を指名致します。

日程第2.一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに7番、中野 一郎 君。

議員(中野 一郎)

7番 中野一郎でございます。皆さんお早うございます。

よろしくお願いします。

始める前に、画像の確認をさせて頂きます。大丈夫なようなので、始めさせて頂きます。

次の3点について質問致します。まず1点目は薬物乱用防止に向けた取組について、2点目が業務効率向上とペーパーレス化の実現について。3点目が自転車損害保険等の100%加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用について。以上3点について質問させて頂きます。

まず、1点目が薬物乱用防止に向けた取組についてです。

薬物、いわゆる脱法ドラッグの乱用防止に向けた取組についてお伺いします。

薬物乱用とは、社会のルールから外れた方法や目的で薬物を使用することを言います。

覚せい剤、大麻などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、薬局などで買う医薬品は病気や傷の治療に使いますが、本来の目的ではない使い方、遊び目的の使用や処方箋を超え大量に服用するなどの行為は目的の逸脱であり、これも薬物乱用になります。覚せい剤、大麻などの違法な薬物は乱用すると依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。また、薬物乱用の悪影響は脳や内臓

にも広く現れます。さらに薬物乱用は、乱用する薬物を手に入れるための窃盗、売春、殺人などの犯罪を誘発し、家庭崩壊や社会秩序の破壊などを招く要因にもなります。

厚生労働省は、平成 24 年に合法ハーブ等と称して販売されている薬物に関する当面の薬物乱用防止対策を策定し、薬物乱用防止教室や薬の専門家による広報啓発を推進するとしています。

脱法ドラッグは、合法ハーブやアロマ等と称して簡単に入手することができますが、 その作用は重大なものがあり、錯乱状態となって事故を起こしたり、怪我をしたり、 死亡に至った事例も報道されています。

その使用者は成人のみならず、大学生、中高生にも広がっています。

関係機関とも連携した、特にこれからの社会を担う青少年に対する啓発強化と薬物 教育の徹底が必要だと思います。

私の地元の南鴨(加茂神社)でも夏休みなどに、若者(未成年)が大勢集まりお酒を飲んだりするところが確認され、その後にはタバコの吸い殻やビールの空き缶が散乱し、シンナーの空き缶があったこともあります。

文部科学省が発表している「薬物乱用防止教室推進マニュアル」には、府県教育委員会の具体的な取組事例が紹介されていますが、多度津町においては、これまでどのようなことを実施されてきたか、また、今後どのような対策を考えているか次の4点についてお伺いします。

まず1点目、薬物違反(香川県・丸亀署管内)の件数等についてお伺いします。また、多度津町内で検挙された人はいますかお伺いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

お早うございます。

中野議員の薬物違反の実績のご質問に答弁をさせて頂きます。

令和4年度の薬物犯罪につきましては、薬物別に申し上げますと、大麻事犯の検挙件数が県内で64件、検挙者52名、うち丸亀署管内では19件、20名で、このうち6名が20歳未満でございます。

次に、覚醒剤事犯では県内で 46 件、31 名、うち丸亀署管内では6件、7名です。 20 歳未満の覚醒剤事犯での県内の検挙者はおりませんが、全国的には年々増加傾向 にあります。

議員ご質問の多度津町内での検挙者数につきましては、公表されておりません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に薬物乱用防止啓発活動として、今までどのようなことを実施されていきましたかお伺いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

中野議員の薬物乱用防止啓発活動は、どのようなことを実施したかについてのご 質問に答弁をさせて頂きます。

本町におきましては、県内で実施される年間4回のキャンペーン活動に合わせ、庁舎及び健康センターでのポスター掲示や各種チラシを配布しております。

毎年4月から6月の不正大麻・けし撲滅運動期間中には、啓発ポスター掲示のほか、 希望者には、厚生労働省が作成した小冊子「大麻・けしの見分け方」を配布してお ります。過去には民生委員・児童委員の皆様に配布致しました。

また、本町では4名の方が香川県麻薬・覚醒剤・シンナー対策推進員に選出されており、町少年育成センター及び健康福祉課職員とともに、毎年 11 月に薬物乱用防止啓発に関する研修会に参加し、啓発活動の充実を図っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に麻薬の原料となる「けし」は大麻取締法で、特別に厚生労働大臣の許可を受けなければ、持つことも栽培することも禁止されていますが、最近、農作業をしていて、「けし」の花が自生しているのを見かけるようになりました。耕作放棄地の増加とも関係しているのかも知れません。これが「けし」の花で、この紫色の「けし」の花が麻薬原料になる「けし」の花です。オレンジ色の「けし」の花をよく見かけますけれども、オレンジ色の「けし」の花は、麻薬性がないと言われてます。麻薬の原料になるのは、この紫色の方の「けし」の花が、麻薬の原料になる「けし」、これもよく見かけます。それからこれは5月12日の四国新聞の記事なんですけれども、大麻摘発の県内の22年のデータなんですけど、10代で過去5年で最多ということで、取引は、SNS主流、安さも背景ということで、若い方もSNSを利用して、大麻を購入して摘発され、件数が増えているっていうのが四国新聞にも掲載されておりました。そういう中で、この「けし」の花を発見した場合の対応の方法として、どうするのがよいのかお伺いします。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

中野議員の「けし」の花を発見した場合の対応はついてのご質問に答弁をさせて 頂きます。

「けし」の仲間の一部には法律でその栽培が禁止されている種類があり、発見した場合は、中讃保健所または県薬務課に通報して頂くこととなっておりますが、窓口として健康福祉課でも対応しております。

「けし」の花の開花時期が4月から6月であることから、毎年4月中旬頃から自生する「けし」を発見したとの通報が寄せられております。

通報があった場合には担当者が現地確認し、数本から数十本であれば、即座に抜去を行い、焼却しておりますが、それ以上の数の「けし」が群生しているようであれば、中讃保健所に連絡し、抜去を依頼しております。

因みに令和4年度に本町職員が抜去した本数は約1,000株、今年度は5月末時点ですでに1,600株を超えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に薬物乱用対策として、保健所が薬物標本、薬物の模型とかパネル、DVDなどの貸し出しを行っていますが、多度津中学校では、薬物乱用防止教育の推進をどのように行っているかお伺いします。

教育長(三木 信行)

お早うございます。

中野議員の多度津中学校では薬物乱用防止教育の推進をどのように行っているかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

中学校学習指導要領解説「保健体育編」の中には、生活行動と健康に関する内容として薬物乱用を取り上げ、これらと健康との関係を理解出来るようにすることと書かれています。

多度津中学校では、2年生の保健体育科の授業において、覚せい剤や大麻を取り上げながら、薬物防止に関する学習を行い、摂取による心身への様々な影響や個人の心理状態や人間関係、社会環境などの要因に対する適切な対処等について学んでおります。本年度も2年生の授業を実施予定です。

また、授業以外でも、これまで県教委等から指導者を招いて「薬物乱用防止教室」を実施してきました。令和4年度は、7月に代表クラス1クラスが多度津交番所長より直接、講話を頂き、その映像をオンラインで全校クラスに配信し、各クラスでの指導を通して薬物乱用防止に関する理解を深めました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

有難うございました。今、本当に薬物というのは簡単に手に入る状況にあります。家庭崩壊とか社会秩序の破壊を招かないように今後も薬物乱用の防止の啓蒙活動の方をよろしくお願い致します。

次に2つ目の質問に入らせて頂きます。業務効率向上とペーパレス化の実現についてです。

資料などを紙に印刷して活用・保存することはこれまで当然の行為でした。しかし、事務が多岐にわたるようになり、紙の使用量は増えるばかりではないでしょうか。保存のための場所が必要となり、また、探す場所も保存場所を記録しておかないと大変な手間となります。

一部の自治体でペーパレス化を実施しているのは周知のことと思います。書類を電子化することで紙の使用量、購入量を減らすことができて、印刷しないことからプリンターの利用料削減も可能になります。また、資料の製本に係る職員の方の負担、差し替えがあっても電子化されているなら紙と比べると格段に差し替えの作業時間

は短く出来ると思います。

また、ペーパレス化が出来るならリモートワーク導入のハードルも低くなり、働き方改革や多様な人材確保環境問題への貢献も可能になるのかも知れません。

しかし、成功事例ばかりみても導入に成功するとは限りません。端末の費用、電子 化された書類の保存にかかる費用、事前のサーバーか保存サービスかなど検討する と、現状のままが最小の費用ということもあり得ない訳ではありません。

しかし、効率化や費用逓減が見込める可能性があるのならば、検討しないという手はありません。

コロナ禍によってリモートワークが普及して、企業では業務のペーパレス化が急速 に進んでいます。その一方、紙文化が根強く残る自治体では、ペーパレス化はあま り進んでいないようです。しかし、紙文化の自治体こそペーパレス化による業務効 率化とコスト削減のメリットは多くなります。

自治体における様々な申請書類を住民から受け取る窓口業務でも、職員は紙を見ながらデータを打ち込むため、作業に時間がかかり、打ち間違えのリスクも高まります。住民側も複数の書類に何度も住所や氏名を記入しなければいけないことで申請に時間がかかり、窓口が混雑するといったことにも繋がります。

政府も現在、「行政のデジタル化の徹底」「政府ネットワーク環境の再構築」に取り組む方針を示しています。こうした国の構想が進むと、必然的にペーパレス化が進み、自治体もそれに対応することが求められます。今のうちから計画的に進めることが重要と言えます。

次に電子決裁についてです。電子決裁とは紙の帳票を用いた申請・承認・許可・決裁などの流れを電子化する技術を指します。ペーパレス化による紙資源の削減や電子化によるスピーディな決裁が出来るようになることから、公的機関や民間企業においても導入や普及が進みつつある技術です。実際にデジタル庁の創設に伴い、地方自治体においても加速度的にデジタル・トランスフォーメーションの推進が行われ始めました。まだまだスピードは早いとは言えませんが、実務や現場で対応しやすい環境が整えば、規模によらず急速に普及する可能性は非常に高いと言えます。

電子決裁が必要とされる背景にはデジタル・トランスフォーメーションの推進や働き方改革、そして生産性の向上が挙げられます。いわゆる一昔前のアナログかつ非効率的なやり方から脱却することでもあり、電子決裁が進めば決裁に要していた時間的なコストや無駄が削減されたり、オンラインで申請や承認が出来るようになることで時間や場所を問わずスムーズなやり取りが可能となります。

労働人口の減少が進みつつあり、現役世代の引退が進めば進むほど、業界や業種を問わず人材不足、人員不足による影響が深刻化します。そのため、紙の帳票による業務の遅延や作業の停滞など、電子化すれば解決出来る問題はどんどん解決しなければならないことから、電子決裁やオンラインによる申請が必要とされています。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目として今までに行ったペーパレス化の取組の成果についてお伺いします。

町長公室長(山内 剛)

中野議員の今までに行ったペーパレス化の取組の成果についてのご質問に答 弁をさせて頂きます。

旧庁舎ではタイムカードにより、職員の出退勤を管理しておりましたが、新庁舎になってからは I Cカードを用いて電子システムによる出退勤の管理をしております。

また、時間外勤務の申請や休暇の申請等も、過去には紙ベースで申請を行って おりましたが、システムを使って申請出来るようになっており、少量ではあり ますが、ペーパレス化に繋がっております。

町議会の議案につきましても、これまで印刷されたものとタブレットを併用しておりましたが、今年から課長級職員には、印刷したものを配布せず、必要に応じて印刷することとしており、ペーパレス化に繋がっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に2つ目ですけれども、令和3年9月議会の私の一般質問「新庁舎ホール棟のWi-Fi 環境整備についての質問」に対して、町長は「地域交流センターについては全域をエリアとして整備します。新庁舎側の公衆無線LAN整備につきましては、今後、他の補助メニュー活用なども視野に入れながら、他の行政ネットワークとの整合性も図りながら、出来る限り効率的に整備を進めていきたいと考えております。あと長いので中間を略します。今後も新庁舎全体のWi-Fi 環境整備につきまして、関係課とともに検討を行ってまいりたいと考えております。」と答弁されております。その後のWi-Fi 環境の整備状況と職員のWi-Fi 対応パソコンの整備状況、それによる会議等のペーパレス化について町長にお伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

中野議員の「その後の Wi-Fi 環境の整備状況と職員の Wi-Fi 対応パソコンの整備状況、それによる会議等のペーパレス化について」のご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、その後の Wi-Fi 環境の整備状況につきましては、新庁舎建設当初は、賑わい 創出や交流の拠点施設としての機能強化等を目的として新庁舎全体に Wi-Fi 環境を整備することとしておりましたが、住民の皆様に賑わい創出や交流の拠点施設として、利用して頂くのは、地域交流センターのホールやルームであり、新庁舎側に来庁される方の多くは窓口に手続きに来られ、滞在時間が短いことから、新庁舎側の住民の皆様にも利用して頂く事が出来る Wi-Fi 環境の整備は、セキュリティ対策や

費用対効果なども鑑みて、現在のところ、導入予定はございません。

次に職員の Wi-Fi 対応パソコンの整備状況につきましては、本庁に整備しているネットワークは、セキュリティ性を高めるため、総務省のガイドラインに基づき、主に3種類に分けて運営しております。

1つ目が、職員が業務で主に使用している「LGWAN接続系」です。

2つ目が、各課に数台設置し、インターネットを活用した情報収集やホームページ の管理などに使用している「インターネット接続系」です。

3つ目が、主に1階の部署で使用している住民基本台帳や税などの個人情報を扱う「マイナンバー利用事務系」です。

そのうち、比較的重要な情報を扱わない「インターネット接続系」のネットワークにつきましては、令和4年度に業務用に Wi-Fi 環境を整備し、令和5年度より無線での接続を可能にしております。

この「インターネット接続系」につきましては、公衆無線LANとは異なり、行政用のネットワークであるため、一般公開しておらず、外部からの接続は制限しており、決められたパソコンのみ使用可能となっております。

コロナ禍以降、ウェブ会議が増えており、ウェブ会議用のパソコンは「インターネット系の接続」であるため、庁舎内であれば場所を問わずウェブ会議が可能であり、 利便性が向上しております。

また、「マイナンバー利用事務系」は総務省のガイドラインにより無線化は不可とされており、職員が業務で主に使用しております「LGWAN接続系」につきましても個人情報や機密情報等を取り扱うため、セキュリティ上の問題から現在のところ、Wi-Fi による無線化の導入予定はございません。

Wi-Fi 環境の整備による会議等のペーパレス化につきましては、庁舎内で会議を行う際に各課に配布しているタブレットや「インターネット接続系」のパソコンを有効利用することで資料等を印刷することなく、パソコンの画面を見ながら会議を行い、ペーパレス化に繋がるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

分かりました。有難うございます。次に3つ目ですけれども現在使用しているタブレット端末について、Wi-Fi モデルのタブレットにすれば、通信費が不要となり、経費が削減されると思いますが、検討出来ますかお伺いします。

町長公室長(山内 剛)

中野議員のタブレット端末の Wi-Fi 化についてのご質問に答弁をさせて頂きます。 現在、本町で使用しているタブレットは、全て単独でインターネットに接続してい ますが、中野議員のご指摘のとおり、単独でインターネットに接続するのではなく、 Wi-Fi を利用してインターネットに接続すれば、通信費が不要となり、経費の削減 に繋がります。しかし、庁舎内で Wi-Fi 環境を整備しております行政用ネットワークに接続すれば、情報セキュリティポリシー上、タブレットを庁舎外へ持ち出しすることが出来なくなりますので、タブレットの使用方法について制限が掛かることとなります。

また、タブレットは主に議会で使用しており、機密情報等を取り扱うため、セキュリティ対策の面から、公衆無線LANを利用したインターネットへの接続は出来ません。現在のタブレット単独でインターネットへ接続する方法であれば、機密文書である議員の皆様への文書の配布や緊急連絡時の詳細な報告等も早急に行うことが出来る等、有効活用することも出来るため、今後、タブレットの使用方法も含めて、議会を含む全体で協議を行う必要があると考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

分かりました。有難うございます。この2番目の質問の最後の質問ですけれども、先ほど私の説明のところ、電子決裁の話をしたんですけどもこの電子決裁の導入についてどう考えるか課題も含めてお伺いします。

町長公室長(山内 剛)

中野議員の電子決裁の導入についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、中讃広域行政事務組合を通じて丸亀市・善通寺市・まんのう町・琴平町・ 多度津町の2市3町で使用しているシステムで、収入や支出の事務を行う財務会 計の管理や職員の出退勤等を管理しているアイピーナレッジというシステムがあ ります。

当該システムには電子決裁の項目がありますが、導入にはカスタマイズが必要なため、電子決裁が、どの業務まで導入可能なのか費用を含め、関係課及び中讃広域行政事務組合と現在、協議しております。

電子決裁導入の課題と致しましては、2市3町で中讃広域行政事務組合を通じて同じシステムを使用しているため、本町が単独で電子決裁を導入すれば、費用が高額となる等、単独での電子決裁導入は難しいため、他の市町と足並みを揃える必要があります。今後は、業務の簡略化や初期費用、ランニングコスト等の経費等を考慮しながら、2市3町と中讃広域行政事務組合で、電子決裁の導入について、検討してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

有難うございました。この業務効率向上とかペーパレス化は非常に難しい問題、 色々あると思うんですけれども、出来ることから前向きに取り組んで頂ければと思 います。よろしくお願いします。

それでは最後の質問、3番目の質問ですけども、自転車損害保険等の 100%加入及び自転車乗車用へルメットの着用についてお伺いします。

まず、自転車損害保険等の 100%加入についてですけれども、香川県では香川県 自転車の安全利用に関する条例により令和4年4月1日から自転車損害保険等へ の加入が義務化されました。

内容については、次のとおりで、条例の第 12 条に自転車損害保険等への加入「第 1 項 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入しなければならない。第 2 項 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。」というような条例内の記載があります。

自転車損害保険等とは次の7つの保険のことを意味するんですけれども、例えば 自転車利用者向け保険とかTSマーク付帯保険、他の保険の特約、これは個人賠 償責任補償特約等ですけども、団体保険、共済、クレジットカードの付帯保険、 施設賠償責任保険、こういうようなことが直接、自転車保険という名前は使わな くとも同じような保険の内容で入ることが出来ます。

そこで、通学用自転車の自転車損害保険等の全自転車加入に向けた取組について次の4点についてお伺いします。

まず1点目、本町の小学校児童の自転車保有と家族の自転車を運転している人の数、また、本町の中学校の自転車通学生徒は何人かお伺いします。

教育長(三木 信行)

中野議員の本町の小学校児童の自転車保有と家族の自転車を運転している人の 数、また、本町の中学校の自転車通学生徒は何人かについてのご質問に答弁をさせ て頂きます。

小学校児童における自転車の保有については、具体的な調査は実施しておりませんが、各小学校においては第3学年時と第6学年時に各地区の交通安全を守る会の指導のもと自転車教室を実施しており、その際、3年生では少数の児童を除いて、6年生ではほぼ全員の児童が家庭より自転車を持って来ているところから、中学年以上の自転車の保有率は100%に近いと考えています。

なお、家族の自転車を運転している児童の数については、把握しておりません。 また、本町の中学校の自転車通学生徒は、在校生徒512名中396名です。以上、答弁 とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に本町の中学校における自転車保険加入推進活動についてお伺いします。

教育長 (三木 信行)

中野議員の本町の中学校における自転車保険加入推進活動についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、中学校において自転車保険加入のために香川県PTA連絡協議会から送付された「香川県小・中学校総合保障制度」の加入申込書類を第2学年及び第3学年は

3学期に、第1学年については入学説明会または入学式の折に保護者宛に配布しています。

また、全校集会やPTA総会等の際には、保険加入の大切さも含めて自転車運転時の安全指導や啓発を行っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

本町の中学校の自転車通学者の自転車損害保険等の加入者は何人か、何台か、お 伺いします。

教育長 (三木 信行)

中野議員の本町の中学校の自転車通学者の自転車損害保険等の加入者は何台、何人かについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

中学校において各家庭の自転車損害保険等の加入状況の調査を実施していないため、加入者数等については把握出来ておりません。

今後、警察等の連携を通して、実態調査の必要性、可能かどうかも含めた方法等について検討したいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

この自転車保険の加入条例を受けての本町の自転車損害保険等の加入促進に向けてのこれからの取組や支援策について教育長にお伺いします。

教育長 (三木 信行)

中野議員の条例を受けて本町の自転車損害保険等の加入促進に向けての今後の取組や支援策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

教育委員会と致しましては、先程、答弁しました中学校等での指導や啓発についての効果的な事例の情報提供を行うとともに、年度初めや自転車教室、交通安全週間等の機会を通じて、保護者に対し自転車損害保険加入案内も含めた交通安全に関する啓発資料を配布してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

有難うございます。次に自転車乗車用へルメットの着用についてお伺いします。 自転車は、通常車道を走ることになっています。車道走行の場合はもちろん、歩道 走行が可能な場合でも、現在は車や人が多いため危険性は、私たちの子どもの時代 とは比較にはなりません。また自転車乗車時のヘルメット着用は大人を含め、努力 義務となっております。今年の4月から努力義務で実施という風になっています。 で、令和5年3月の多度津町の広報にも自転車乗車用ヘルメット着用の記事が掲載 されていました。万が一自転車が事故に遭った場合、ヘルメットの有無は生死に直 結する問題です。ヘルメット着用を小・中学生はもちろんのこと、大人にも促す必 要があります。公益財団法人交通事故総合分析センターの交通事故分析レポートに よりますと、ヘルメットを非着用の場合、死亡率が2.30%、正しいヘルメットを着 用していた場合は、0.57%に下がります。リスクは4分の1以下になると報告され ています。私も幼稚園の頃に自転車に轢かれました。私に怪我はありませんでしたが、自転車を運転していたおばさんが、私にぶつかった反動で自転車ごと川に転落しました。幸い怪我は軽症で我が家で治療してあげました。そのように自転車の事故の可能性は非常に高いのです。そしてヘルメットを購入するに当たり、補助金を出している自治体もあります。小・中学生や高齢者が対象ですが、多くの方が自転車でのヘルメットの着用は慣れていないので、このような補助金は有効なものと考えます。

そこでヘルメットの着用について次の3点についてお伺いします。

まず1点目、大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の本町での 今までの展開、取組についてお伺いします。

総務課長(泉 知典)

中野議員の大人も含めた自転車乗用の際のヘルメット着用の啓発活動の本町での 展開についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

国内における過去の自転車事故は、車や路面で頭部を強打し致命傷となった事例が 多く、警察庁の統計では過去5年間の自転車事故の死亡者のうち、約6割の方が頭 部に致命傷を負っていたとの調査結果を発表しております。

そのような経緯から交通事故による被害の軽減を図るため、道路交通法が改正され、 令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。

本町におきましてもヘルメットの着用は重要であると考えており、昨年度、広報誌 への掲載やデジタルサイネージによる啓発、パンフレットの配布などにより住民に 周知するとともに丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会など様々な団体と連携 し、交通安全教室や街頭キャンペーンにおいて、啓発活動に努めております。

今後におきましても、交通事故被害の軽減を図るため、普及啓発に努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

教育長 (三木 信行)

中野議員のヘルメット着用の啓発活動の本町での展開についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

小・中学校における啓発活動としては、学校内においてポスターを掲示するととも に年度初めの時期や交通安全週間の機会を捉えて保護者に対し、啓発資料を配布し 啓発を行っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

次に小学生のヘルメット着用についてどう進めるか、教育長にお伺いします。 教育長(三木 信行)

中野議員の小学生のヘルメット着用についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご指摘のとおり、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっており、

万が一、自転車が事故にあった場合、ヘルメットの有無は生死に関わる場合がご ざいます。

小学校第3学年時及び第6学年時に行われる自転車教室では、ヘルメットを被って行い、交通安全を守る会の指導員からヘルメットの重要性についての講話を頂いております。

また、学校内においてポスターを掲示するとともに年度初めの時期や交通安全週間の機会を捉えて保護者に対し、啓発資料を配布し周知を行っております。

引き続き、ヘルメット着用について、児童本人と保護者に対して啓発を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

この質問の最後ですけども、大人も含めた全ての方のヘルメット着用について どう進めていくか、また、ヘルメット購入の補助、特に子どもや高齢者も含めて 町長にお伺いします

町長(丸尾 幸雄)

中野議員の大人も含めたすべての人のヘルメット着用についてどう進めるか、 ヘルメット購入の補助についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

国内では交通事故による死亡事故は減少傾向にあるものの、死傷者数は依然として高い水準にあり、これらを改善するために様々な交通安全対策が全国的に実施されております。

本町におきましても自転車利用者に対する具体的な交通事故の被害を軽減する対策として、ヘルメット定着化に向けた啓発活動等の取組が重要であると認識し、 交通安全対策の一環として普及啓発に努めております。

今後の方針と致しましては、道路交通法の改正に伴い努力義務化されたことを踏まえ、丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会と連携を取りながら、ヘルメットの必要性についてさらに周知を図ることにより当事者の努力を促していきたいと考えております。

また、ヘルメット購入の補助につきましては、県内で中学生に対して助成している自治体がありますので、今後、検討を進めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

再質問ですけれども、総務課の泉課長が自転車通勤やと思うんですよ。それで、 役場の職員の方で自転車通勤の方のヘルメット、どれ位、被ってきよるかってい うのをもし分かっていれば、分かる範囲でお願いします。

総務課長(泉 知典)

中野議員の再質問について答弁をさせて頂きます。

私事ですが庁舎が移転となり、通勤距離も非常に短くなったこともあり、天気が

いい日は自転車で、雨の日は徒歩で通勤しております。もちろん、自転車に乗る際はヘルメットの着用はしております。また、私は多度津町役場の安全運転管理者になっておりますので、職員に対して交通安全に関することを指導する立場にあります。本年4月1日より全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務が課されるということを職員に周知しております。特に3月以降、複数回、課長会でも周知し、お願いしてまいりました。現在、自転車通勤者は多い時で20名余りおりまして、私が見てる限りでは、ほとんどの職員がヘルメットを着用しているようです。ヘルメットの着用だけではありませんが、町民の皆様の手本となるように、今後も職員の交通安全に対する意識啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(中野 一郎)

分かりました。有難うございます。

自転車事故って本当に多いんですよ。だから、自転車保険の加入条例とかヘルメット着用の義務化がされているんだと思うんです。ですので、町が率先してそういうような対策に取り組んで頂きますようによろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって7番、中野一郎 議員の質問は終わります。

次に13番、渡邉 美喜子 君。

議員 (渡邉 美喜子)

お早うございます。13番、渡邉 美喜子、一般質問をさせて頂きます。

1点目は選挙投票率の向上対策について、2点目は高齢者向け紙おむつ支給事業 について、3点目は町職員の働き方について、3点でございます。1問1答方式 でございます。

1点目「選挙の投票率向上対策について」

2023年2月5日に執行されました町議会議員選挙は投票率が47.34%で過去最低であり、大変に疑問と不安を感じております。振り返りますと1999年が78.31%、2003年が72.93%、2007年が69.97%、2011年が64.51%、2015年が55.64%、2019年が51.87%、2023年が47.34%で、この表を見てお分かりになると思いますが、マイナス5.38%、前年度と比較しまして、下がってるということでございます。確実に下がって来ています。この様に投票率の問題は大変に危機的であり、とりわけ若者の政治離れが深刻化しています。18歳引き下げは少子高齢化、人口減少社会を迎えた我が国において日本の未来を担う存在である10代にも、より政治を参画してもらうことを目的として導入されました。選挙は民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参加する。このことが民主政治の健全な発展に繋がり、積極的な投票参加が欠かせないと考えます。選挙結果が民意を反映してい

るとは言えなくなる恐れがあるからです。身近な選挙でさえも状況が深刻であります。まして国政選挙となると投票率の向上は程遠いように思われます。2023年2月5日に執行されました町議会選挙につきまして質問します。年齢別の投票数と投票率について伺います。答弁お願い致します。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の2023年2月5日執行の多度津町議会議員選挙における年齢別投票者数 及び投票率についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

年代別に申し上げますと、まず10代につきましては投票者数126人、投票率30.22%でございました。続きまして、20代につきましては投票者数348人、投票率18.89%、30代につきましては投票者数565人、投票率29.46%、40代につきましては投票者数1,086人、投票率39.26%、50代につきましては投票者数1,332人、投票率49.06%、60代につきましては投票者数1,689人、投票率61.96%、70代につきましては投票者数2,293人、投票率67.74%、80歳以上につきましては投票者数1,198人、投票率48.36%でございました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

大変に詳しい説明有難うございます。実は4年前と比べたんですけども同じような数値が出ております。2019年ですかね、年齢が若年層は、投票率を下回る。中高年層は、ほぼ平均または上回ってるということになろうかと思います。そこで質問致します。投票数、そして投票率の結果から見えてきた事項について伺います。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の結果から見えてきた事項についてのご質問に答弁をさせて頂きます。 2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙の結果と比較しましたところ、全体の 投票率は4.53ポイント低下しておりました。

また、先の答弁において年代別の投票率を申し上げましたが、特に若年齢層での投票率の低さが顕著となりました。

具体的に申し上げますと、全体の投票率を下回った年代は、10代、20代、30代及び40代であり、このうち全体の投票率と最も乖離があったのは20代で、次いで30代、10代、40代という結果でした。

2015年6月に公職選挙法が改正され、翌年6月から選挙権年齢が満20歳以上から満 18歳以上に引き下げられておりますが、以来、このように若者の投票率の低さが、 全国的な動向と同様に本町でも続いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

ご答弁頂きました。そこで質問なんですけども、今後の対策、課題について伺います。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の今後の対策及び課題についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

直近で執行された香川県議会議員選挙におきましては、仲多度郡第二選挙区での全体の投票率が37.06%であったのに対し、これを下回る投票率であった年代は、50代以下の全てという結果になっており、若年層のみならず、幅広い年代において投票率の低さが表れております。

議員のおっしゃるとおり、選挙は民主主義の根幹を成す大変重要なものであることから、10代の若者を含め、選挙権を持つ方々の積極的な投票行動を促すよう啓発に努めなければならないと考えております。このため、本町におきましては、投票率向上に資する対策として、町広報誌及びホームページにおける周知や懸垂幕及び看板の設置等の啓発活動を各種選挙において継続的に実施するとともに、模擬投票等を想定した出前授業の実施を中学校に案内するなど若年層への啓発活動についても充実させたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

答弁頂きました。町の広報誌とかホームページ、また、色んな部分で情報発信 している訳でございますが、努力されてることはよく分かるんですけども、投票 率向上とはちょっと変わって来てるということになろうかと思います。そこで、 他の自治体の議会、この投票率向上に向けての活動内容をちょっと調べさせて頂 きました。多度津町にそれが合うかどうか分かりませんが、子ども議会をしてま すよね、小学校、中学校の皆さんが、この場所でしてる訳でございますが、それ を録画しまして持ち帰り、子どもたちにそれを見せて、議会ではどういうことを やってるかということとか、そういうことを子どもたち、多度津町について将来 のことをすごく考えておりますので、そういうことが出来るのか出来ないのか。 出来ないではなく、努力してもらいたいという思いが強くしております。それか ら、多度津町は多高がございます。以前に隅岡議員さんだと思いますが、高校生 の議会っていう部分で、質問がありましたが、ぜひとも町議会の仕組みとか、ま た、DVDの視聴とかという部分をして頂ければ、より的確に少しは向上するの ではないか。実は2023年と2019年を比較しましたら、10代の投票率が2023年は下 がっております。そういうことも含めて、ぜひとも、して頂きたいというのと、 それから成人式がありますよね。その時に選挙権について、投票というものにつ いて少しは触れて頂きたい。講演までして欲しいとは思いませんが、選挙をする ということで、そういう部分もやはり触れて頂きたい。それからもう一つ、公用 車、ずっと回らして頂いてるんですけども、増便をお願いしたいという風に思っ ております。その件につきまして再質問でございます。アバウトで申し訳ござい ませんが、お願い致します。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の再質問に答弁させて頂きます。

先ほど申されました子ども議会の関係でございますが、教育委員会とか議会事務

局の方でやっておりますが、録画に関しましては出来るかどうかということは今 後、検討していきたいと思います。もちろん、それを学校とかの方で見て頂くの は何も問題ないかと思います。そのほか中学校、高校等での模擬投票とかの件で ございますが、現在、県の選挙管理委員会の方から、学校でそういう模擬投票と か、やってくれないかとかなり強くと言いますか、積極的な依頼を受けておりま す。それで先ほどの答弁でも申し上げましたが、中学校の方で、ぜひそういうの をやってもらえないか、学校の授業がありますので無理には出来ないんですが、 こういうことを出来ますので、是非ご検討下さいということで、本年度お願いを しております。実現できるかどうかは別にして、多度津高校の場合ですが、一 応、県立高校ということで、管轄が県の方になります。それで今回、小学校・中 学校とかで模擬投票をお願いがあったんですが、県の方にそれをするなら、まず 高校からお願いしたいということも私の方からは申し上げました。そういうこと も考えております。その投票率向上については、渡邊議員おっしゃったような施 策があると思いますので、色々考えながら今後ともしたいと思います。広報の関 係も出来るだけ多く回ろうとは思っているんですが、なかなか耳に入らないもの で、広報については便数を増やすなり、それも検討していきたいと思います。以 上、答弁とさせて頂きます。

教育長 (三木 信行)

渡邉議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

子ども議会を他の子どもたちに見せたいというのは、実は昨日、町内の園長校長会 がありまして、その話題は出ました。他の子にも見せたいんだというようなことが ありました。技術的な面もあること等、今後検討しますということでお話をしてい ます。それはいいことだと思うんですけれども、さっき総務課長の方が色々検討し ていくということなので、実現は出来るのかなと思ってます。一つあるのは、画像 として映って残っていくものですから、子ども議会に登場する、手を挙げる子ども たち、保護者に対して、これ映りますよ。他の人が見ることがありますよ。という ことの了解をとる必要があるんだろうということですね。そういうことを含める と、なかなかオンラインというのは難しいのかなっていう風な感じはしておりま す。それから若者の投票率が低いということにつきましては、学校教育において も、色んな課題として、主権者教育ということで文科省の方からも言われていて。 トピックとして、指導法みたいなこともおりてくる訳なんですけれども、学校にお いては当然、中学校では公民科で小学校は社会科の6年生あたりで政治の仕組みと か選挙制度とか、選挙大切ですっていう指導をしているんですけど、私自身も中学 校の教師をしている時に全校集会などで18歳になった時に、特に中学生にとっても 切実に近づいている問題な訳です。3年生だと3年後にはもう、投票する訳なの で。要するに、決められないと駄目ですと。決める力を持たないと駄目なんだよっ

ていうような話をしてくるんですよね。そういった時に課題というんですかね、学校では、政治の仕組みとか選挙の制度という枠組みは、しっかりと教えることも出来るんですが、政治に関心がある子どもっていうのは内容なんですよね。あるいは、具体的な政治家の方のお名前を挙げて色々話をすることになってきます。そうした時に中学校、高校になってくると、そういう議論が深まっていけばいくほど先生自身の考え方というのが、生徒の前に表明されていくというのは、いいことでもあるし、また、課題もあるという点もあるので、その辺りのバランスをとりながらということになっていきます。内容面でのそういった事業展開とか、教育というのも大事になっていくのかなと思っています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邊 美喜子)

ご答弁頂きました。この投票率低下に関しては、議員側にも大きな原因もあります。やはり、発信の弱さ。これ、私自身思う訳であります。そういう部分で、子どもたちに議員さんの思いとか意見とか、そういうのを全然知らないのに選挙に行くようにと言っても、なかなか何のために行くのかっていう部分があろうかと思います。そういう部分で、やっぱり配信力の弱さを私自身が感じていますが、今後、インターネット、議会中継とかそういう部分も大きな課題の一つかなという風に思っております。その時、また、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移らせて頂きます。

投票所の環境整備について。例えば投票所まで距離が遠い、駐車場がない、バリアフリー(手すり、段差解消)出来ているのかどうかについて質問致します。お願い致します。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の投票所の環境整備についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町における投票環境の向上に資する取組としましては、身体障害者用の投票用紙記載台の設置や事務従事者による人的介助はさることながら、各投票所の実情に合致させたバリアフリー化を行っております。具体的な内容は、投票所によって異なりますが、例示しますと段差解消のためのステップやスロープの設置、投票所内の土足歩行を可能とするためのマット類の設置、リーディンググラスこれは老眼鏡になりますが、設置等が挙げられます。これらに加えまして、特定の投票所に限られますが、近隣にある駐車場を借り上げるなど自家用車で投票所に訪れる選挙人の駐車スペースの確保にも努めております。今後につきましても選挙人や投票管理者の意見を参考としながら、各投票所の実情に即した様々な選挙人への配慮に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

答弁頂きました。2019年には、投票所が16箇所で把握しています。その中で、 駐車場は近隣の方にお願いしてということになってますが、その当時は、2019年 は、駐車場がないのが8箇所ありました。それからバリアフリー化が出来てない投票所が15箇所でございます。そして、スロープ等で段差解消対策を行っているところは4箇所ということで把握はしてるんですけども、自治会の集会場とか、そういう部分を含めまして、なかなかスムーズに出来ない部分はよく分かるんですけども、やはりこれだけ高齢化が進んでいる中で、対応可能な投票所から改善して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。それと白方地区なんですが、距離が遠いということで、学校の下から投票所まで幾ら位あるのかということで距離を図りました。片道約1キロ、往復で2キロでございます。そしてそこは平地じゃなくって斜面ということで、自転車では上まで1キロ押していかなければならない。そして、今度は帰る時は、もう自転車に乗っては帰れないというような場所でございます。車だったら行けるけれども、歩いても、そして自転車でも、ちょっと無理があるのかなという風に思います。この件につきましては、次の質問とダブりますので、その時にお話をしたいと思っておりますが、これは白方地区だけじゃなくって、他の地域もありますでしょうかね。そこら辺も含めて把握出来てる部分がありましたら、答弁お願い致します。再質問です

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

投票所に行くのが非常に不便な方、もちろん身体的なこともあると思いますし、実情で申しますと、どうしても近くの投票所ということになりますと各地元の公民館、自治会館とか集会場、そういうところにどうしてもなって来るかと思います。その位置が高い、低い。バリアフリーが出来ない、土足が難しいって色んな諸問題もあります。その中で、少しづつでも改善出来るようには努力してまいりました。今後も努力していくつもりでございます。それでも皆さんが、全ての方が気楽に行けるとまでするのが難しいのが現状であります。ただ先ほど申し上げましたが、選挙人の方がより利便性が向上するように、少しでも知恵を絞るというか、考えながら場所のバリアフリー化に向けては、進めてまいりたいと考えております。具体的にどこがどういう風な課題があるかという一つ一つ申し上げるのは難しいのですが、今後もそういう意見は真摯に受け止めて、考えてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

答弁頂きました。今後とも、どうかよろしくお願いしたいと思います。 次の質問に入ります。期日前投票数の状況と今後の動向について伺います。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の期日前投票者数の状況と今後の動向についてのご質問に答弁をさせ て頂きます。

2023年2月5日執行の多度津町議会議員選挙における期日前投票者数は2,445人で

あり、これは全体の投票者数の28.31%にあたる人数となっています。

2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙と比較しますと期日前投票者数は、223人増加しておりました。その他の選挙においても同様に増加の傾向が見られることから、今後も期日前投票はますます選挙人の方々に浸透していくものと考えております。そのため、本町におきましては、期日前投票を行う機会の拡充及び通勤又は通学前の選挙人の利便性向上を図るため、2016年7月10日執行の参議院議員通常選挙から選挙期日の直前の金曜日に期日前投票所の開設時刻を1時間30分繰り上げて7時から開始しており、運用開始から全ての選挙において利用実績がございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

ご答弁頂きました。確かに期日前投票数が増加してるということは、今後もそ ういう傾向になろうかなという風に思っております。

時間の繰上げ等も本当にいいことだと思うんですけども、期日前投票数が増えて来ているということで、それならば地域の投票の時間を短縮する考えはありますでしょうか。また、期日前投票所の増設については、どのように考えておられるのでしょうか。。答弁お願い致します。再質問でございます。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

選挙日当日の他の投票所での時間短縮は、考えておりません。今現在、佐柳島、 高見島の方では、投票箱を送致する関係上、16時、早い時間に閉めております が、その他の投票所におきましては、時間短縮する考えはございません。今、本 庁舎で期日前投票を行っておりますが、その他で期日前投票するということは、 次の質問にも絡んでくるかと思いますが、今のところ人数的なことも踏まえまし てそういう考えは、まだ持っておりません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

最後の質問でございますが、移動期日前投票所の巡回について、これは佐柳島 だと思うんですけども、少し詳しく説明お願い致します。

総務課長(泉 知典)

渡邉議員の移動期日前投票所の巡回についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

この移動期日前投票所につきましては、総務省のホームページに掲載された情報によりますと、2021年10月31日執行の衆議院議員総選挙における活用事例が全国で48例ありました。導入した目的は自治体によって異なりますが、その大半が投票所の統廃合や再編に伴う投票所数の減少に対し、投票の機会を確保するためのものでした。

本町におきましては、選挙人名簿対照のためのオンラインシステムの構築や事務

従事者の確保、執行経費の肥大化などの課題があることから、現在の投票所の数を維持した状態で移動期日前投票所を導入することは極めて困難であると考えられます。しかしながら、投票所統廃合等の合理化施策と両輪をなすものとして、他の支援施策とともに、今後、十分に研究してまいりたいと考えております。なお、本町における選挙人の移動支援の取組としましては、2019年2月3日執行の多度津町議会議員選挙から佐柳島における2つの投票所を1つに統合したことに伴い、レンタカーを借り上げて、待合地点から投票所までの往路及び復路の間、選挙人を輸送しており、該当地域における選挙人の投票機会を確保するよう努めております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

答弁頂きました。それでは、2点目の質問に移らせて頂きます。

高齢者向けの紙おむつ支給事業についてでございます。

多度町家庭介護用品支給事業は、2000年に実施が始まりました。支給対象者は、介護保険法に規定する要介護 4、そしてまたは要介護 5を在宅で介護している家族などで、対象者及び介護している者、どちらも非課税世帯のものとなっております。介護をしておられる方からおむつ代に1万円以上かかります、少しでも補助があれば助かるんですがと、そういうことを多くの皆さんから要望を聞いております。調べてみますと、おむつの支給要綱条件が各自治体で異なっています。例として要介護認定が 1から 5とか、また、要介護認定が 3から 5、介護認定が 1から 3で、夜間のおむつ使用の場合は半額補助など様々でありました。在宅で、寝たきり、認知症など常時失禁状態のため、おむつを利用している40歳以上の方なども対象であり、支給所得制限もその自治体で異なっています。介護の平均期間は54.5箇月であり、おむつ代は 5年間で54万円から82万となり、大きな負担となっています。

それでは、質問に入ります。近年の支給対象者の人数を伺います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

渡邉議員の近年の支給対象者の人数についてのご質問に答弁をさせて頂きます。 紙おむつ等の介護用品を支給しております「多度津町介護用品支給事業」は、在宅で寝たきり等の方を介護しているご家族の経済的負担を軽減するとともに、対象者の方の在宅での生活を支援し、その生活の質の向上を図るために実施している事業でございます。直近5年間の支給対象者は、いずれも4月時点の人数で、令和元年度が7人、令和2年度が13人、令和3年度が12人、令和4年度が10人、令和5年度が8人となっており、多少の増減はあるものの、利用人数は「横ばい」の状態であります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

答弁を頂きました。多度津町は要介護4・5に関しましては、相当の人数の

方がおられるという風に思っております。

次の質問に移らせて頂きます。この要綱は、2000年に始まりまして23年経過して おります。見直しをするお考えはどうでしょうか、伺います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

渡邉議員の要綱の見直しについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本事業につきましては、平成12年6月の事業スタートから平成30年度までの期間は、介護保険法に基づく地域支援事業の国や県の交付金と第1号被保険者保険料を財源として実施しておりましたが、平成27年に厚生労働省から、おむつなどの介護用品支給事業を「地域支援事業」の対象から外す方針が示され、当該事業の廃止・縮小に向けた方策を検討するよう市町村に通知がありました。それをもって、本町では、令和元年度より特別会計介護保険事業ではなく、一般会計から事業費を捻出し、本町独自の事業として継続実施しております。当該事業の廃止を選択した自治体もある状況において、本町の現在の補助要件は、近隣市町のものと見比べても遜色ない程度だと考えておりますので、現在のところ制度要綱を見直す予定はございませんが、今後の近隣市町の動向や本町の財政状況を鑑みつつ、必要に応じて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

再質問でございます。おむつに掛かる費用の医療費については、どのようになってますでしょうか。申告等が出来るのでしょうか。よろしくお願いしたいと思います。再質問です。

税務課長(西山 政有紀)

渡邉議員のおむつ代の医療費控除のことについての再質問に答弁をさせて頂きます。

おむつ代は、通常、医療費控除の対象にはなりませんが、寝たきり状態であること、及び医師が発行したおむつ使用証明書により、治療上、おむつの使用が必要であると証明されれば、おむつ代が医療費控除として認められます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

実は、こういう部分がありましたので、参考のためにお話をさせて頂きます。 分かりますでしょうかね。ちょっと字が。大きくしてもいいですかね。少し申し訳 ありませんが、字が小さいものですから。これは、東京の中央区なんですけども紙 おむつ等の支給についてということで、かいつまんで説明させて頂きます。

この紙おむつは、要介護2以上の方に支給しております。そして、介護だ2以上、 常時寝たきり、または、認知症でかつ失禁状態にある方で介護保険施設に入ってい る方は、利用出来ないということでございます。そして、次の費用に関して、1箇 月に40点以上、70以内とか。1点が100円なんです。それで、換算しまして、4,000円以上7,000円以内でご注文頂き、ご注文の点数によって負担額が変わります。70点を超えて注文する場合は、71点目から1点につき100円ずつ負担が増加となっております。その中で、負担額は、多度津町は利用者、また、介護している方も非課税という枠がある訳でございますが、この中央区に関しましては、利用点数、例えば40点から50点、これは4,000円から5,000円のおむつを購入した場合ですね、住民税課税世帯から450円、また、非課税世帯ならば120円。ということで、5,100円から6,000円。61点は6,100円から7,000円ということで、負担をして頂いて、出来るだけ多くの皆さんに利用して頂きたいというような、こういうことをやってる自治体もございますので、参考になればと思いまして、皆さんにお見せ致しました。

続きまして、最後の質問に入ります。 3点目は町職員の働き方についてであります。

定年退職年齢が来年度から段階的に10年をかけて、65歳に引き上げることと聞いて おりますが、幾つかの課題があると思います。

質問に入ります。1点目、60歳を超える期間についてどのような職務、賃金で業務に当たるのかについてお伺い致します。答弁をお願い致します。

町長公室長(山内 剛)

渡邉議員の60歳を超える期間について、どのような職務・賃金で業務にあたるの かについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

地方公務員法が改正され、全国全ての地方公共団体において、職員の定年年齢を65歳に改めるとともに、その経過措置として現行の定年年齢である60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとなりました。また、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)が導入され、管理職及びこれに準ずる職の勤務上限年齢を原則60歳とし、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に管理職以外の職への降任等を行うこととなりましたので、60歳に達した時点に管理職であった職員は、管理職以外の職務に就くこととなります。また、60歳に達した時点で管理職でなかった職員につきましては、人事運営上の事情等を考慮した上にはなりますが、60歳までと同様の職務に就くこととなります。賃金につきましては、地方公務員の給与は国家公務員の取扱いに準じて決定することとされており、60歳の時点の給料月額の7割を支給することとなっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(渡邉 美喜子)

次の質問を致します。定年延長において、今後の新規採用人数など採用計画について伺います。

町長(丸尾 幸雄)

渡邉議員の定年延長において、今後の新規採用人数など採用計画についてのご

質問に答弁をさせて頂きます。

地方公共団体において質の高い行政サービスを安定的に提供出来る体制を確保する ためには、定年引上げ期間中においても一定の新規採用職員を継続的に確保するこ とが必要であり、毎年の退職者の補充を行うことを基本とした従来の採用とは異な り、中長期的な観点からの定員管理が必要となります。

過去に行政改革のために職員数を削減することを目的に新規採用を抑制した結果、 年齢構成に偏りが発生し、定年退職者等が多い年が数年続き、職員に大きく負担が 掛かっている状況が続いています。このようなことのないように定年引上げ期間中 におきましても、職員の年齢構成が偏ることのないように計画的に職員を採用して いきたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

答弁頂きました。次の質問に移ります。定年延期することにより、利点が大きい と思うが、その利点を伺います。

町長(丸尾 幸雄)

渡邉議員の定年延長することにより利点が大きいと思うが、その利点について のご質問に答弁をさせて頂きます。

今回の地方公務員法の改正は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことを趣旨としております。本町におきましても人材を確保出来ることや定年退職者等が多い年が数年続き、これまでより職務経験が少ないうちに昇任昇格する職員が多くなったため、高齢期の職員の知識や技術、経験などを活かせることが定年延長の利点であると考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (渡邉 美喜子)

答弁有難うございます。働き方につきまして、職務、賃金制度のもと、業務に当たるかについて対象者に早急にやはり示す必要があろうかと思います。

例えば親の介護やご自身の体力などの衰えなど、従前の勤務が続けられない状況も あるのではないかと思われます。これらを想定した異動や休暇制度などが必要では ないかと思いますが、どうか異動が早期退職に繋がらないように要望致します。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせたいと思います。有難うございます。

議長(村井 勉)

これをもって、13番、渡邉 美喜子 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩致します。

再開を11時5分にしたいと思います。

よろしくお願い致します

休憩 午前10時46分 再開 午前11時5分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員(藪内 真由美)

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和5年6月定例会におきまして、次の3点について質問をさせて頂きます。 一問一答方式でよろしくお願い致します。

1点目は、小学校、中学校の給食費無償化について、2点目は、国民健康保険加入者の特典について、3点目は、旧庁舎及び旧福祉センター跡地利用についてです。 初めに、1点目の小学校、中学校の給食費無償化についてでございます。

現在、物価高が続き、子育て世帯においても経済的圧迫が続いていることと思います。町内に住む子育て世帯の方からも生活が困難であると、たくさんの声をお聞きしています。

そこで質問です。県内の近隣市町でも給食費無償化が進んでおり、国も少子化対策として検討しているようですが、多度津町は今後どのような対策をされる予定でしょうか。

教育総務課長(竹田 光芳)

藪内議員の給食費負担に関する本町の対策についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

給食費の負担につきましては、県内においては丸亀市が本年度より小中学校の給食費を無償化することとなり、高松市は、本年6・7・9月の給食費を無償とすることが報道されました。

本町においては、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、12月から3月までの4筒月間の給食費を無償とする事業を実施しました。

本年度につきましては、物価上昇により値上げせざるを得なくなった給食費の1食当たりの値上げ部分、幼稚園14円、小学校17円、中学校20円を町費で負担することとしております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

再質問を行います。経済的困難が続くと給食費が未納となる場合が想定されます。その場合、教員、または町職員の業務も増えることとなると思いますが、そちらはいかがお考えでしょうか。

教育総務課長(竹田 光芳)

藪内議員の給食費が未納となった場合の職員等の業務の増加についてのご質問に

答弁をさせて頂きます。

給食費の徴収等の業務につきましては、これまで学校の教職員が担っていましたが、教職員の働き方改革の一環として、国の提言により地方公共団体が自らの業務として行うよう通知されたため、本町では令和3年度より公会計化し実施しております。

教育委員会事務局において給食費の請求、徴収、管理することになりますので、事務量は増加し、未納者が増えることになれば、督促等の業務が増加するので、さらに業務量は増加することになります。

未納者への対応については、未納者のそれぞれの事由を類型化し、生活困窮世帯には就学援助制度の利用を勧めるなど、対応の仕方に段階を付けることも必要だと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

再々質問を行います。給食費無償化をすると、給食の品質が下がる恐れもあると 懸念されていますが、品質について現状と同じであることは保障されますでしょう か。

教育総務課長(竹田 光芳)

藪内議員の給食費無償化による給食の品質の低下についてのご質問に答弁させて 頂きます。

給食費が無償となった場合においても1食あたりの給食の食材費を現行より下げる 訳ではないので、品質については変わりません。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

有難うございました。子育て世帯の方が一刻も早く望まれていることだと思いま すので、早急な決定をお知らせ下さい。

続いて2点目の国民健康保険加入者の特典についてです。社会保険に入っていない 町民、個人事業主など自営業の方の多くは、国民健康保険に加入していることと思 います。

国民健康保険に加入していても健康を維持されており、病院に通うことがない方は、保険料を支払うばかりで、使用用途がないという声がありました。過去には保険の未診療の方に特典として、粗品のプレゼントがあったと聞きました。また、県外にはなりますが、岡山県総社市で保険診療を受けなかった世帯に1万円のキャッシュバックという特典配布を行った経緯がありました。香川県では、現在そのような特典を行っている自治体はないようです。

そこで質問です。今後、国民健康保険加入者で保険診療を受けていない世帯に対 し、特典などを行う予定はありますでしょうか。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

藪内議員の今後、国民健康保険加入者で、保険診療を受けていない世帯に対して

の特典等を行う予定があるかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃるとおり、本町は昭和39年度から平成28年度まで国民健康保険加入 世帯において、一年間、医療機関等を受診しなかった世帯に対して表彰し、健康グ ッズや多度津商品券を報奨品としてお渡ししていた経緯がございます。

しかし、平成27年に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部改正する法律が成立し、それに基づき、平成28年に厚生労働省より「個人の予 防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」の通 知が発出されました。その内容は、「国民一人ひとりが、自らの健康は自らがつく るという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて、具体的行動として一 歩を踏み出すことが重要であり、そのきっかけづくりとそれが習慣化するまでの継 続支援としてインセンティブを提供する取組が必要である。当初の段階では、イン センティブによって、本人が健康づくりの取組を実践、継続することになったとし ても最終的には、本人に健康に対する問題意識が芽生え、インセンティブがなくと も自発的かつ積極的に健康づくりの取組を継続する姿を目指し、本人の健康の維 持・改善が最大の報奨となることを念頭に進めていく必要がある。そのためには、 必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、結果的に、より重症化することがない よう、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することは厳に慎むことが 必要である。」ということでありました。その通知に基づき、本町におきましても 国民健康保険無受診者世帯への報奨を廃止した経緯でありますので、ご理解賜りた いと存じます。

こういった背景の中、各市町で行っておりました無診療世帯への報奨が廃止されましたが、平成30年より、県が「マイチャレかがわ」を始めました。

「マイチャレかがわ」は、自らの健康は自らが作るという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じて、具体的行動として一歩を踏み出すことの「きっかけづくり」と「継続支援」をするものであります。対象は小学生以上の県民の方であり、楽しみながら継続的に健康づくりが出来るように、ウォーキングや朝ごはんを食べるなど個人の目標達成、健康診断の受診や社会参加に健康ポイントを付与し、一定のポイントが貯まるとサービス協力店で特典が受けられたり、また、商品が当たるご褒美抽選にも参加出来ます。国民健康保険加入者のみならず、小学生から高齢者までマイチャレかがわを活用し、町民が楽しみながら継続的に健康づくりが出来るよう今後もマイチャレかがわの普及啓発を進めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

とても詳しく丁寧なご答弁、有難うございました。

再々質問を行います。まだ事例がないことから、踏み切ることに躊躇することもあるかと思いますが、このように他の自治体が行っていないことを多度津町が先立っ

て開催することで、町外に住む方が多度津に住むメリット、健康を維持したい、若い方が多度津に戻ってきたいと思って頂き、多度津ブランドを掲げることで、人口が増えれば、町への財源も確保されるのではないかと考えています。もちろん、特典が欲しさで体調が悪くても病院に行かない人も増えるのではと不安もあるかと思いますが、毎年の町指定の健康診断書などを提出することが条件などということも入れておくと、病気の早期発見にも繋がり、健康に対して高い意識を持ってもらうことが出来ると思いますし、町も活気づくのではないかと考えております。いかがでしょうか。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

藪内議員の国民健康保険加入者で、保険診療を受けていない世帯に対しての特典 等の実施についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃるとおり、他の自治体が行っていないことを本町が先立って開催し、「多度津ブランド」を掲げることで人口が増え、町財政も確保出来ると推測しますが、厚生労働省より「単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することは厳に慎むことが必要である。」との通知がありましたので、ご理解賜りたいと存じます。

しかし、県が実施しておりますマイチャレかがわの普及啓発を進め、町の独自性を 活かせる時期が参りましたら、本町の積極的な健康づくりに対する取組に評価出来 る方法を検討出来たらと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

答弁有難うございました。国のインセンティブを提供する取組がある限り、異議を申すつもりはございませんが、他の形で前向きに検討をお願い出来ればと思います。

続いて、3点目の旧庁舎及び旧福祉センターの跡地利用についてです。

旧庁舎、旧福祉センターの今後の予定など、現在の進捗状況はどのようなのか、お 示し願います。

総務課長(泉 知典)

藪内議員の旧庁舎・旧福祉センターの今後の予定などの進捗状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和5年3月の定例会の渡邉議員や門議員の一般質問において答弁させて頂いたとおり、旧庁舎の跡地につきましては、現在、活用方法を検討しているところでございます。

跡地の周辺には、多度津駅や幼稚園・小学校があるため、関係機関と十分に協議し、今後の財政状況も鑑みながら計画的に解体を行い、地域における公共の福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用方法を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

再質問を行います。先ほどの答弁では、旧庁舎及び旧福祉センターの跡地利用について、現在、活用方法を検討しているところとのことですが、住民の方々からは丸亀市や善通寺市のような充実した図書館が欲しい。丸亀市のマルタスのような、ゆったりと時間を過ごすことが出来る場所が欲しいなどの意見を聞く機会が増えています。このため、歴史ある明徳会図書館を旧庁舎の跡地に設置し、図書館機能だけではなく、自習室やカフェコーナーを備えた子どもから高齢者までの多世代の住民が憩える機能を有した複合的な図書館を設置することが出来ないのか、お伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

藪内議員の複合的な機能を有した図書館を設置することについての再質問に答弁 をさせて頂きます。

現在の明徳会図書館は昭和56年に建築され、今年で42年になります。このため老朽 化が激しく、外壁の剥離やトイレの故障などの不具合が発生している状況にありま す。この不具合を解消するため、修繕費の予算を計上し、その都度対応しておりま す。

令和3年1月に設置された多度津町公共施設個別施設計画の中にある長寿命化の実施計画では、町内の社会教育施設の大規模改修は、概ね令和20年代に実施されることになっています。しかし、令和5年3月に実施した町民体育館の耐震診断の結果などからも、同社会教育施設の大規模改修は早期に実施する必要があると考えています。

また、旧庁舎や旧福祉センター跡地に図書館等を新たに設置することは、駅前通りの文教地区という性質からも適切であると考えられますので、今後の都市整備計画及びまちづくりの協議の中で、議会の皆様方とともに協議をするのがよいのではないかと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

再々質問を行います。旧庁舎等は耐震性がなく南海トラフ地震が発生した際には、倒壊の危険性があることから、新庁舎の建設に至りました。町民の安全と安心を担保するためにも、このような危険建物の早期の撤去が必要だと思います。そこで町長にお伺いします。旧庁舎等の撤去及びその跡地利用の協議は、いつ頃から始めようと考えているのか、その見込みやスケジュールをお伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

藪内議員の旧庁舎等の撤去及び跡地利用の見込みやスケジュールについての 再々質問に答弁をさせて頂きます。

旧庁舎と旧福祉センターにつきましては、近隣住民の皆様に迷惑を掛けることがないよう早急に撤去しなければいけないと考えております。

跡地利用につきましても周辺に多度津駅や幼稚園、小学校、高校があるため、関係機関と協議を行いながら検討をすることとしており、老朽化により移転をしなければいけない施設である明徳会図書館と資料館の移転建て替えと多度津地区公民館の建設についても併せて考えております。

財政状況を考えてのことになりますので、優先順位と時期的な大枠での計画について副町長を中心に検討を進めるように指示しており、案がまとまり次第、議会にお諮りすることとさせて頂きます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(藪内 真由美)

答弁有難うございました。

旧庁舎及び旧福祉センターの周辺には民家があります。また、多度津小学校、多度 津高校の児童・生徒がいます。さらには、県道を通行している自動車や歩行者がい ます。

町民の安全と安心を担保するためにも早期撤去が必要です。また、その周辺には、 津波浸水区域でもあることから周辺住民の一時避難所としての機能も有する堅強な 建物を建築するなどの跡地利用を早期に検討する必要があります。

町財政は厳しく、新たな施設を建設するとなると新たな借金をすることになり、一時的には起債残高が上昇することになりますが、必要な施設は建設しなければなりません。このため、町にとって何が必要で何が必要でないのか事業者仕分を町執行部に監査委員を加えたチームを組織し、実施してはどうかと提案しておきます。

以上、4番、藪内 真由美、6月定例会一般質問を終わらせて頂きます。

有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって4番、藪内 真由美 議員の一般質問は終わります。

これより昼食休憩を取ります。

再開は13時でお願い致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午後1時0分

議長(村井 勉)

休憩前に続き、一般質問を再開致します。

次に10番、古川 幸義 君。

議員(古川 幸義)

10番、古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についての答弁をよろしくお

願い致します。

質問に入る前に、今回の農業振興地外の遊休農地の質問については平成22年より、 これまで6回と重ねての質問でございます。

今までの当局から頂いたご答弁を確認しながら、再度質問させて頂きます。

1点目として農業振興地外の農地について。

平成16年以降、農業振興地、農業振興地外として農地の用途の線引きが行われ、農業振興地では農業振興地制度を設け、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で農地転用を禁止する制度を設けています。また農業交付金として、農山漁村の振興やイノベーションを支援するために国が都道府県や市町村に交付する金額もあります。農業振興地域と農業振興地域外での農業交付金の差は、次のようになっております。

農業振興地域では、農用地利用計画に基づいて、農用地区域内の土地は原則として 農業上の用途に供することが義務付けられています。そのため、農業生産基盤整備 事業等の国の直轄補助事業及び融資事業による支援が優先的に行われます。

農業振興地域外では、農用地区域が指定されていないため、農地転用許可制度による規制が適用され、農業交付金などは特定されておりません。

以上が、町村での農業振興地と農業振興地外での農業交付金や規制の差です。

農業を継続する上では、農業振興地と農業振興地外では、ますます格差が広がっている状態であります。現在、農業振興地外で農業を従事している人は高齢化、担い手不足、農業経営悪化などで農業を離れている人が多く、荒廃地の増加、放置田の増加など対策を急がされているのは事実です。そのような状況に対しまして、農業振興地外での対策について質問して参ります。

農業振興地外にて、問いは農地中間管理機構による効果・実績はという質問でございます。

農地中間管理機構は、農地の所有者と利用者の間に立って、農地の貸借や管理を行う組織であります。農地中間管理機構によって、農地の有効利用や担い手の確保が促進されますとありますが、本町では農業振興地外での実績・効果はどのようになっているでしょうか、お伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

古川議員の農業振興地域外における農地中間管理機構による効果・実績について のご質問に答弁をさせて頂きます。

ご質問にあります農地中間管理機構につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、各都道府県に設置されている組織です。

県では、香川県農地機構が農地中間管理機構として知事から指定を受けており、同機構の集積員が平成26年度から産業課に駐在し、町内の農地の貸借、担い手の育成、遊休農地の解消を行うなど農地の集積を目指しているところでございます。

農業振興地域外の農地につきましては、農地法第3条申請や町が策定した農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、それまでは個人が農業委員会に届出をしていましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律によって香川県農地機構を通じた貸借も可能となり、本町では令和2年4月1日申請分から受付けを開始し、町内全域の農地で香川県農地機構を通じた貸借を行うことが出来るようになりました。

令和2年度から令和4年度までの農業振興地域外における貸借の実績・効果と致しましては、累計として231筆、19.3~クタールの貸借が行われました。これは、この3年間の機構を通じて貸借された面積の24.4%に当たります。

現在では、221筆18.5~クタールが香川県農地機構を通じて貸借されており。現在機構を通じて貸借されている面積の14%に当たります。

議員ご指摘の農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加につきまして は、町内全域で取組むべき課題と認識しております。

今後も県及び香川県農地機構と連携を図りながら、遊休農地の解消や農地の集積に 努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

次の質問に入らせて頂きます。

農業振興地外の補助金は活用出来ますか。例えば、荒廃農地の再生事業費補助金や 荒廃農地再生利用事業費補助金などの活用は可能でしょうか、お伺いします。

産業課長(村井 崇一)

古川議員の農業振興地域外の補助金は活用出来ますかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定されるものであり、概ね10年を見通した農地利用を 考慮して計画が立案されるものです。

計画におきましては、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われるものとなります。

このことから、日本型直接支払型交付金である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等、農地を対象とした国の補助金は、農業振興地域を対象として制度設計されております。

議員ご質問の荒廃農地を再生する国庫補助金としては、国・県・市町で実施する荒廃農地等利活用促進交付金がありますが、こちらの交付金につきましても、その対象は農業振興地域となるため、農業振興地域以外では活用することが出来ないものとなっております。

このような状況でございますが、農業振興地域以外の農地も本町にとっては大切な農業基盤であると認識しており、本町におきましては、これまで単独県費補助土地

改良事業の農業振興地域外の地元負担を農業振興地域内と同等にするなどの策を講 じてきたところです。

ご質問頂きました荒廃農地の件に関しましても、今後は他の自治体の状況を調査 し、本町の実情に即した支援方法について研究してまいりたいと考えておりますの でご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の答弁に対しまして再質問を致します。再質問ともう一つは、私が調べた 資料がございますので、ちょっと紹介させて頂きます。

農業振興地外の地域で放置田となっている土地の解決策について、放置田を農業ビジネスに活用する方法として耕作放棄地を解消し、収益の高い農業美施設に転換する方法で、作業負担の少ない作物や鳥獣被害に強い作物を栽培、もう一つは太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギー事業に取り組む方法ですね。それからもう1点は、観光農園や体験農園など地域資源に活用した事業に参入の対策はあります。

過去の答弁として、一般質問に対して平成24年度の答弁を引用を致しますが、農業振興地以外でも戦略的作物の栽培に関しては、耕作放棄地再生利用対策の要件を一部可能であり、農業振興地外でも適用すると答弁されております。しかしながら、若干、年数が経っておりますので変更がされており、ただ今の村井産業課長の回答ですが、農業振興地域以外では活用出来ないということは、先ほど確認致しました。この再生利用の一部緩和ですが、この前の答弁の経緯では、中間管理機構の集約化するという答弁が度々重なっておりました。戦略作物を生産するのであれば、耕作放棄地再生利用対策の助成が受けられると判断致しておりましたが、数年間の実績で取りやめていくと聞いております。

そこで、再質問に入ります。農業振興と農業振興地外としての線引きを行った時点で、用途地域としての役割や地域を都市計画にて、白地地域の土地利用コントロールや都市計画道路を整備として挙げ、農業振興地外においては、農業から土地有効利用として計画を行うとして、都市計画プランにはプランニングされております。今日においても白地地域の土地利用コントロールや都市計画道路等整備は、まだ実行には至っておりません。まさに放置田と言っても過言ではございません。計画が行われていない理由などあれば、答弁をお願い致します。これは都市計画マスタープランを行った建設課に答弁を求めます。

建設課主幹(喜田 浩希)

ただ今の古川議員の都市計画についての質問について答弁させて頂きます。

現在、都市計画事業と致しましては、駅の周辺の整備を行ってきているところではございます。

整備事業以外につきましては都市計画法に基づきまして、将来のまちづくりに必要

な用途地域や道路などについて、都市計画決定を行っております。また、用途地域では、エリアごとに土地利用について計画性を与え、建物の用途について相互に悪影響を与えないように図っております。用途地域外におきましては、近年、農地が住宅用地に転用されるケースが増えております。市街地に未利用地が増加している状況もございまして、これらを踏まえまして本町ではコンパクトなまちづくりへ誘導する計画と致しまして、立地適正化計画を策定しております。立地適正化計画では用途地域内におきまして居住を誘導する区域、都市機能を誘導する区域を設定するとともに居住誘導区域外での一定の規模の開発行為や建築行為を行う場合には、届出が必要としております。コンパクトシティーに向けた取組を現在も行っておるところでございます。また、今後も土地の利用につきまして適正な制限により合理的な土地利用が図れるように努めてまいりますので、ご理解の方、よろしくお願い致します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の再質問の答弁に対しまして、再々質問を致します。

都市計画マスタープランですね、平成16年に農業振興地と農業振興地外を線引きしまして、地域の有効性を図るために広域道路の設置から始まりまして、様々な計画っていうのが都市計画マスタープランで行われました。しかし、私も何度もこの議会で質問致しましたが、例えば277号線の線路を跨いで11号線から、より浜街道にアクセスが出来る広域道路の整備、これは用途地域を農業振興地外から欠いたという時点で、やはり長期的な計画がなされて当然だと思っておりました。しかしながら、この計画は20年以上凍結されております。ですから、都市計画を決めた以上では、10年間を目途にして繰り返し繰り返し、計画を立てて実施されなかったら、次は見直しを掛けて、もう1回さらに見直しを掛けていきながら模索していくのは当然のことだと思うんですね。ですから、この都市計画でその土地を決めたということは、その計画性について例えば1点に絞りますけど、広域道路の整備は、どうしてもこの計画区域内を整備するに不可欠な問題でございます。その1点、再々質問致しますので、よろしくお願い致します。

建設課長(三谷 勝則)

古川議員の再々質問について答弁をさせて頂きます。

古川議員さんの言われてる都市計画道路につきましては、277号線の件だと思いますが、見直した中で事業の方は県の方に要望してまいりますということで、今までも答弁させて頂いております。

都市計画における用途内の農地につきましては、市街化区域において道路・公園等の整備を進める中で、周辺の環境も含め農業振興への配慮も考えながら、今後もまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

今建設課長の答弁の中に、環境の整備っていう風な形で言われましたが、今現在、放置田においては荒廃して雑草が2メーター余り生えたところが私どもの地域では11へクタールほどございます。11へクタールある中で、その環境を守ろうとして、今ボランティア活動で草刈りを行っておりますが、なかなか担い手も居ずに、今後はボランティアの活動を継続することが非常に難しくなって来てます。ですから農地としての部分から脱却して用途地域として、地域の役割が果たせるように是非ともお願いしたいと思います。

これは再質問じゃなく、要望として止めさせて頂きます。

それでは、2点目の質問に入らせて頂きます。

2点目の質問は、介護保険制度についてを質問致します。

2024年から改定される介護保険制度は、医療報酬、介護報酬・障害福祉サービス報酬改定の「トリプル改定」も同時に行われる予定とされております。2022年より社会保障審議会(社保審)での議論を重ね準備が進められていますが、介護保険を利用する側は利用料金の増大や負担割合の変更など利用者においては深刻な問題であります。よって、今回の改定される予定の内容や利用者負担についてお伺い致します。

問いとしましては、利用料金1割から2割となる場合において、本町での対象者は 何名でしょうか。お伺い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の利用料金が1割から2割となる場合についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

介護保険制度は3年に1度改定があり、令和6年度が改定の年となりますが、制度 や報酬の改定など現在は情報が入っていない状況であります。

ご質問の利用料金の負担割合は、介護保険法第49条の2及び第59条の2の規定に基づき、利用者の負担割合が決まっております。

現在、負担割合は1割から3割までがあり、2割負担の方は本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満の方で、同一世帯にいる65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額を合わせた額が単身者の場合は280万円以上340万円未満、2人以上の世帯の場合は346万円以上463万円未満の方であります。令和4年8月更新時の2割の方は87名でした。

今後も引き続き、介護保険制度や報酬改定など国の動向に注視していきたいと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の答弁に致しまして、再質問致します。

今年度において、5項目のうち決定はいまだ決定されておらず、先送りの案件が

多いと存じておりますが、介護料金の2割負担、福祉用具、貸与のみのケアプランのカット、小規模法人の大規模化、多床室の部屋料の負担の見直しなど、今後、改定される可能性は大でございます。ますます利用する人の負担増大は、免れないことになると推察致します。よって今後の動向を見ながら、改正に向けての早めの対策をしていくことが大事とお答えられましたが、改定が決まってからは、町としての対策を練るんじゃなく、今後変わる改定に対して準備段階を踏んでいくっていう姿勢も市町村に求められるんではないかと思われます。それで今後、本町でその準備段階として行われることがあれば、お伺い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

今、国の方では正式に介護保険制度のこととか報酬改定のことは正式にこちらの 方には何も来ておりませんが、その準備段階と致しましては、やはり地域包括ケ アシステムの構築を進めていくということが考えられると思っております。以 上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今再質問で答弁された地域包括ケアシステム、これはなかなか難しい事業だと思っております。国が地域包括ケアシステムを開始しまして、早や10年にはなると思いますが、なかなか実施が全国的に及ばなくて、その対応が出来ない問題が多々あると思います。本町は地域包括ケアシステムがかなり実施をされて、他の市町と比べると非常に進んでる部分があると思います。そこで、地域包括ケアシステムの中で医療と介護とその居場所ですね。介護ボランティア等の全体を連携したシステムについて、今後、介護、またそのボランティアとなる母体が高齢化を迎えております。やはり2年・3年となりますと介護ボランティアの人が利用客になるという風な形も出ております。また、自治会や老人会やボランティアのNPOの法人ですね、そこが段々高齢化して、先では、かなり担い手が非常に少なくなって来ることと、その反対として利用者がどんと増えて来ると。だから、これは今のうちに対策を練らなきゃいけないと思うんです。また、そのような傾向があるか、再々質問になりますが、ご答弁お願いしたいと思います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の再々質問に答弁をさせて頂きます。

地域包括ケアシステムは、介護の事業者、病院などの医療機関、それと、その他のサービスとしてNPO法人の活動、ボランティアさんの活動、自治会、老人クラブの活動で在宅でおる高齢者を支えていくっていうのが、地域包括ケアシステムだと思っております。

ボランティアさんでの活動と致しまして、平成29年度から通いの場として、高齢者の居場所の補助金を実施しております。平成29年、実施した当初にありまして

は、通いの場は8団体の申請がありました。通所型Bサービス、住民主体の通所型サービスを実施しているところは2団体でありました。しかし令和5年度におきましては、住民主体の通所Bにおきましては、3団体に増えております。通いの場も令和5年度申請団体数は26団体に増えて来ておりますので、地域の中でも徐々にそういう活動が増えて来ていると認識しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の答弁に対して再質問ではございませんが、やはり地域包括ケアシステムが連携していく上で、大変医療と介護は分類されていまして、その連携というか接続が非常に難しい問題が多々あると思います。また、医療制度も介護制度も、年々年々複雑になっておりますので、やはり、一層の連携を図るために一つの工夫とか、一つの新しいプランが必要になると思います。是非とも充実の方をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。今後、利用者が増大するため、介護予防に対する取組が必要となりますが、対策方針はどのようにお考えでしょうか。 お伺いします。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の高齢者の介護予防の取組についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに介護保険制度の持続可能性を維持するため、地域包括支援センターでは65歳以上の方を対象に様々な介護予防の取組を行っております。その一つとして運動や認知症の予防のための介護予防教室を地域交流センターや各地区公民館、健康センターで開催しています。介護予防教室に参加することで高齢者の体力の向上や地域や人との交流が促進され、それが生きがいとなり、介護予防に繋がっています。また、住民ボランティアによる体操や趣味の講座などを行う高齢者の居場所があります。家に閉じ籠もることなく自分に合った居場所を開催したり、参加したりすることで社会と関わり介護予防になっています。今後も高齢者の尊厳を保持しながら個々の有する能力を環境に応じた日常生活を営むことが出来るよう、様々な方法で住民の介護予防を支援し、推進してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の答弁に対しまして再質問致します。

まず、今後の利用客が増大するためというのが前提でございます。その根拠は一体何かと言いますと、今、団塊の世代が75歳から76歳。あと2年後で78歳、2025年問題とは、団塊の世代の1番最初に向かうところが78歳になるようなことでございます。その中で私、答弁書を今日貰ったんですが、調べたところにより

ますと私のデータが間違ってたら大変恐縮ですが、65歳までの介護利用度ってい うのは、年齢でいきますと約28%、それから65歳から70歳までは、2.8%ぐらい。 それから65歳から70歳までが約8.8%、これは全国平均でございますが、それを 12%とか14%になっているところもございます。で、80から85が全国平均25.8% なんです。25.8%になると80になると、一気に介護を利用しなければいけない人 が増える訳なんですね。ということは、75から80までの間で何とか手を打たない と。この10%から25%倍増する訳ですね。倍というか3倍近く。8.8%から 25.6%、3倍なんですよね。その3倍が急激に増えてくるということは、介護予 防する上で、この年代に団塊の世代が、25年・26年になると、これから先は介護 をする団塊の世代で1番多い人口形成の年代人数ですね、その方がどっと増える 訳ですから。国は今、介護保険料の枠で、今後利用者がどんどん増えてくると。 それは、人口構成とか年齢による介護度の利用が絶対増えて来るんだということ で、料金の改定とか色々サービスについて見直しをやったと思うんです。そこ で、介護予防に対する取組ですね。私は、非常に重要なポイントだと思っており ます。国、行政から市町に対して介護予防、今からやっていきなさいというの は、明記はされておりませんが、この明確なメッセージだと思うんですね。香川 県の知事もこの間は、健康寿命の延伸、そのようにタイトルを上げられておりま す。いずれは、介護予防、今までたくさん質問しておりましたが、なかなか難し い予算の問題とか国が介護予防を推進していく時に、具体的な策はないので、市 町としては、なかなか実践出来ないのが現実でございます。この介護予防の取組 について一つ提案をさせて頂きますが、これについて答弁を頂きたいと思うんで すが。介護予防、健康寿命を伸ばすためのアワードというのがございまして、ア ワードとは表彰ですね。そういう事業をしているところを評価するということで ございますが、健康寿命を延ばすためのアワードとは、厚生労働省とスポーツ庁 が主催する表彰制度であります。この制度は、健康寿命や生活習慣病の予防や介 護予防や高齢者の生活支援、そういうものを取り組んで行っている団体、また自 治体を表彰し、今後の模範となるような制度を含めて、健康寿命を延ばすための アワードとしております。本町でも、そういう風な事業所をどんどん応援してい って、どんどん表面に、こういうところがあるというアワードですね、これも大 事なんじゃないかと思いますので、これについて健康寿命、それから介護予防、 介護年齢を延伸するためには、どうしても必要になると思うんで、恐れ入ります が、質問をお願いしたいと思います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

古川議員のおっしゃるアワードのやり方は、素晴らしいやり方だと思っております。しかし現在、多度津町におきましては、そういう仕方はしておりませんの

で、今後、その評価の仕方等を研究していく必要があるかと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

健康寿命を伸ばそうとしての取組が行われていますが、本町ではどのような取組 を行いますかについて質問致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

古川議員の健康寿命を延ばす取組についてのご質問に答弁をさせて頂きます。 健康寿命を延ばす取組として、生活習慣病になりやすい40歳前後から運動習慣を 取り入れ筋肉量を維持していく必要があり、各種健康セミナーや運動教室等で周 知啓発を行っております。また、高齢者におきましては、健康を損なう初めのき っかけが社会との繋がりを失うことであります。長年勤められた会社を退職し、 社会との繋がりが低下することによって生活範囲が低下し、徐々に心が低下する ことで食欲不振となり、口腔機能や栄養が低下、最終的には身体機能が低下し、 健康が損なわれてきます。

そういうことから本町におきましては、高齢者が家に閉じ籠もることなく外出し、社会との繋がりを持つことを目的とし、高齢者福祉タクシー券の交付を行ったり、住民主体で高齢者の居場所を開設したり、移動支援を行っている団体に運営補助を行ったり、65歳になった年度の方をご招待し、仲間づくりや趣味を発見する機会を設けたりしております。中でも住民主体で行っている居場所や移動支援におきましては、運営しているボランティアの方にとっても参加や利用している方にとっても相互に健康寿命を延ばす働きをしており、こういった個々の出来る範囲で助け合える互助の活動に今後も支援していきたいと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(古川 幸義)

ただ今の課長の答弁ですね。本町としても様々な介護予防に対しての取組が行われているのは良く分かります。これ、再質問ですから。ちょっと長いですけど、お聞き下さい。

先月、新体力テストとして、一つの組織、一つのグループが6分間歩行した時の 血圧の変化、心拍数、それから血液を採取しまして、乳酸値を測定して、どれだ け疲労度が変わってるか。また、片足立ちで2分間、目を開けて。これがどれだ け出来るかと。これは体幹筋肉があって、自分を鍛える機能がいくらあるかとい う検査ですね。それから握力ですね。それから障害物のことについて、そういうものを測定すると個人個人の皆さん方の体力がどれだけ弱点がどこにウィークポイントがあるか、どこが1番弱いのか。私は、体幹筋肉が弱いのだとか、心拍数 が非常に上がって、これだけの急激な運動に耐えられないとか、そういうことを

測ることによって、今後、自分が1番弱いところというのも分かります。こういう新体力テスト、これは高齢者保険課の範囲じゃなくって、横の福祉保健課長の担当のことですよね。ちょっと違うんですけどね。新体力テストは、厚労省じゃなくて文科省ですね。ですからちょっと違うんですけどね。そういう風なことをすると介護度レベルが自分で分かると。だから、介護施設行かれてる方、自分のそういう検査をしていくと、自分の介護レベルっていうか今から介護になっていくっていう風なことが分かると思うんですね。こういう取組に対して町の方は、今後の取組として取り入れていくと細かいデータが分かりますし、そういう機会を作って頂きたいんですが、いかがでしょうか。

義長(村井 勉)

古川議員、何が聞きたいんですか。

議員(古川 幸義)

新体力テストで個人の弱点を測って、介護予防に繋げるという質問でございます。

答弁が難しいんで委員会で、また、答弁してもらいます。

突然の質問で申し訳ございません。ただ、健康寿命の延伸とか介護年齢の延伸ということについては、個体個体のウィークポイント、弱点を知るということから介護予防に繋がって有効な手段となりますので、今後、町の方としても取り入れて頂ければよろしいかと思います。これは私の希望ですので、答弁は結構です。

以上で、私の質問を終わります。どうも有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に3番、大平 恭大 君。

議員(大平 恭大)

3番、大平 恭大でございます。一般質問をさせて頂きます。

事前通告に従いまして、順に質問させて頂きますけれども本日の質問の内容は2点でございます。

1点は、移動サービス・チョイ来たの事業について、2点目は、スリム化による 財源確保についてでございます。

では、順次申し上げます。まず1番目、移動サービス・チョイ来た事業についてでございます。

3月の議会の一般質問において、私はコミュニティバス導入の必要性を問いましたが、町長より、コミュニティバスは、本町の厳しい財源状況下において、導入を検討するには、慎重にならざるを得ない。本町では、現在、高齢者福祉タクシー事業があり、また住民主体の支え合いサービスである移動サービス・チョイ来た事業は、利用者も多く、大変評判が良いと聞いているので、引き続き支援して

いく。これらを移動手段の選択肢の一つとして検討していきたい。と、答弁頂きました。

高齢者福祉タクシーの事業の利用状況、町の負担金額については、同月の渡邉議員の一般質問により説明がなされておりますので、重ねて質問を避けさせて頂き、私の今回の一般質問は、移動サービス・チョイ来た事業にフォーカスして質問させて頂きます。因みに3月の議会では高齢者福祉タクシー事業は、75歳以上の町民に対し、申請により毎年1万円分のタクシーチケットを交付しているもので、過去4年間、利用者は2,800人前後で推移、町の負担は1,500万程度で推移しております。今年度も1,600万の予算を確保して推進する事業というのを補足で説明させて頂きます。

さて、移動サービス・チョイ来た事業についての質問に入ります。移動サービス・チョイ来た事業の概要について教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来た事業の概要についてのご質問に答弁をさせ て頂きます。

移動サービス・チョイ来た事業は、住民の支え合いによる移動サービスでございます。

高齢者を地域で支え合う取組を考える生活支援体制整備事業において協議体より各地区の課題である「移動・移送」についての解決策として、住民主体による移動サービス・チョイ来たが誕生しました。

利用者は、この活動に賛同し、利用規約等に合意をして、事前登録した65歳以上で日常生活の移動に困っている方、または障害者手帳受給者、要介護認定者の町民であります。運行日は毎週火曜日と金曜日で、運行時間は午前9時から10時30分、11時から12時30分、13時から14時30分、15時から16時30分と1日90分1枠の4枠でございます。運行エリアは町内の医療機関、店舗、金融機関、駅、港、行政施設、地域の通いの場となります。運行は、運転ボランティアがチョイ来た専用の軽自動車で行っております。運転ボランティアの方には、運転免許証の確認と運転ボランティア養成講座の受講、運転者健康自己申告シートの記載を行って頂いております。また、香川県老人クラブが開催する高齢者安全運転サポート事業を活用し、フォローアップ講座を受講して頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。続きまして、利用料金について説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの利用料金についてのご質問に答弁をさせ て頂きます。 道路運送法における有償にあたらない許可または登録を要しない輸送で実施しておりますので、燃料費の実費のみを負担して頂き、利用料金は1乗車50円でございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

続きまして、有償で移動サービスを提供する場合、二種免許が必要かと思われますが、利用料金の受入れが、この法令、具体的には道路運送法ですけれども、法令 上問題ないことの説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たが、法令上問題ないかについてのご質問に 答弁をさせて頂きます。

道路運送法において第二種免許が必要でありますが、移動サービス・チョイ来たは、道路運送法における有償にあたらない許可または登録を要しない輸送方法で運行しており、この方法は道路運送法上の規制の対象外であり、第一種運転免許で可能です。事業の開始前に四国運輸局において利用規約や運行距離のシミュレーションを見て頂き、法律上問題がないことを確認した上で、令和3年10月からお試し運行、令和4年度から運行開始しました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (大平 恭大)

続きましての質問ですけれども、事故が発生した場合の責任の所在及び保険について、利用者・ボランティア運転手・車両について、それぞれ分けて説明をお願い致します。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの事故発生時についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

移動サービス・チョイ来たは、代表者をはじめ、この事業に賛同して下さった方により利用規約を作成し、運行管理体制及び事故発生時連絡体制の整備を行っております。事故発生時には、事故発生時連絡体制整備に基づき、それぞれの立場で責任をもって連絡対応して頂くようになっており、住民主体の活動であることから利用者は活動の趣旨に賛同し、事故の際の補償や利用規約についての説明を受け、合意をする方が利用出来るようになっております。また、ボランティアの方においても活動の趣旨に賛同し、合意を得られた方に活動をして頂いております。

保険に関しましては社会福祉協議会が加入しており、加入内容は、ボランティア活動保険として運転ボランティア・受付ボランティア共にケガの補償、賠償責任の補償に、自動車総合保険として無制限の対人・対物賠償責任保険や1名につき5,000万円と日額入院7,500円と通院5,000円の人身傷害保険、1名につき500万円と日額入院7,500円、通院5,000円の搭乗者傷害特約、170万円の車両保険であり、事故発生時には、運転者より車両管理責任者である多度津町社会福祉協議会に連絡が

入り、即座に対応出来る体制を構築しております。以上、答弁とさせて頂きます。 議員(大平 恭大)

ただ今の質問について再質問をさせて頂きます。

私の質問の仕方が悪かったかと思うんですけれども、ただ今の説明は保険と書いてましたので、基本的に民事上の責任を償うということでの保険がおりますよとこういうご説明頂いたかと思うんですけれども、交通事故の場合は、あと刑事事件もあります。行政上の責任も問われますので、刑事事件の対象にもなり得るんじゃないかと思うんですけれどもその見解をお伺いしたいと思います。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

刑事事件のことでありますけれど、やはりこの活動自体が住民主体の活動ということで、利用者にまず理解をして頂き、活動の趣旨に賛同して頂いております。その事故の際の補償とか利用規約、利用規約の中でも事故が起こった場合の補償、補償内容、保険内容で保険での適用のみとさせて頂くというような記載があります。そういうようなことを理解して頂いて、利用して頂いてます。また、社会福祉協議会の方で加入して頂いています保険の方にも、もし裁判となった時の弁護士費用も特約の方で対応出来るようにはなっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今の答弁でまた再度質問することになるんですけども、今の答弁では当事者間の合意があるので刑事的な責任は問われないと、そのようなご回答とお伺いしましたけれども、そのようなことは、日本は法治国家なのであり得なくってですね、やはり必ず刑事上の責任が問われると思うんですけども、それについてはお答え出来る方、いらっしゃいますでしょうか。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問に答弁させて頂きます。

あくまで一般論として説明させて貰います。我々もそうですけども、我々が公務上であっても普通に車の運転をして、事故を起こした場合、当然、被害者の方がおられた場合は我々が入っている保険とかで対応することが当然であります。しかしながら、我々もそうではありますし、多分そういうチョイ来たサービスの方もボランティアとして携わってくれてる方も道路交通法は法令順守は当然であります。信号であるとか一旦停止であるとか、スピードであるとか、当然それは守るべきことであります。そういう意味では、そんな刑事責任、例えばスピード違反で捕まったとか、そういう刑事責任的なものについても当然あり得ると思います。それはあくまで、個人的な責任。我々もボランティアにしても、交通ルールとか法律ですね、守るのは当然だと思います。例えば我々が運送業者で重過労な勤務というんですかそういうのをさせれば、当然、雇用者に問題があると思いますが、そうではございま

せんので。あくまで私個人としても、あくまで運転者そのものが刑事責任を問われることにはなろうかと思います。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

急にといいますか指名もせずに回答を求めまして大変失礼致しますけれども、今の回答の方が正しいと思います。やっぱり刑事責任が問われないということは一般常識でありませんので、一応それを正させて頂くために敢えて質問させて頂きました。

いみじくもと言いますか本日、朝ニュースを見てまいりましたら、7年前に軽井沢のツアーバスが事故になって15人が死んだっていう事件が今日、長野地裁で判決が下りると。その判決内容、私まだこの時間承知しておりませんけれども7年前を振り返ってみますと、バス事業者ですから当然、二種免許のプロの世界です。プロの世界でドライバーと交代要員であるドライバーも含めて15人がその場で死んでおりまして、結局、5年経って当時の会社の経営者社長と運行管理者が起訴されて、2年間の裁判があって本日判決。一応、罪名は業務上過失致死ということで、刑法的にいくと5年間の懲役もしくは禁固、あるいは罰金100万円以下、こういう罪状になるようですけれども罪が問われると言いますか、一般の事故であってもボランティアの活動であっても交通事故が起これば業務上ということで、非常に重たい責任を問われるということです。ただ、私が今ここで言いたいのは、ボランティアの方に交通事故を起こしたらこういうことになりますよと脅かしてる訳じゃなくて、まず現状の認識の確認でございます。

基本的にはボランティアの方は非常に大変な勇気を持って、そういうのを当然、承知した上で、皆さんボランティアをやって頂いている。人によっては、当然ですけども家族から反対があったり、あるいは、お断わりになっている方は事故があったら責任を負えないからということでお断りになってる方が多い。それを乗り越えて今ボランティアになっていらっしゃる方がほとんどですので、そういう事故になることも認識をしながら、ボランティアの方はやって頂いていると。それを町及び町民の皆さんにまず認識してもらいたい。こういう趣旨で質問をさせて頂いております。

では、続きましての質問になりますけれども、月あるいは週のチョイ来たサービスの利用者の数について教えて下さい

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの利用者数についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

令和5年5月現在の事前登録者数は、92名でございます。令和4年度の利用延べ 人数は272名で、年間稼働率は平均92%でした。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今の答弁について再質問させて頂きます。

ただ今のご回答は延べ人数ということでございましたけれども、実際の利用者の 数がお分かりでしたら教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

申し訳ございませんが、今は延べ人数しか手持ちに持っておりませんので、回答出来ません。以上です。

議員(大平 恭大)

済みません。ちょっと事前の質問の仕方が悪かったと思いますので、私の方からお答えさせて頂きます。

まず登録者は92名いらっしゃいます。そのうち1度でも利用されてる方は47名です。ですから45人の方は登録したものの1度も利用されておりません。

一方で恒常的に繰り返し、ご利用されてらっしゃる方は25名です。で、延べ人数 が全く意味がないのは、結局1週間でと言いますか1日4人運んでいます。1週 間は2回運んでますから8人運んでいます。あと掛け算の世界なので、月で直せ ば4掛けて32名で1年に掛ける384名という数字になりますので、この数を数えて 300人が使えてる。200人が使えてる。ということでは全くなくて、チョイ来たと いうのは、ボランティアさんが皆さん一所懸命支えていらっしゃいますけども、 実際の利用者は25人に留まっていると。そういうことを私は、この場で皆さんに 理解して頂きたい。町民の数は2万2,000人おりますが、65歳の方は7,300人いらっ しゃいます。70歳以上の方5,800人。で、75歳になると4,000人で80歳以上になる と2,500人ということで、潜在的なと言いますかマーケティングな言い方しますと 潜在的なニーズで申し上げると運転免許を返す方、75歳以上というのが一つの目 安になっていると伺っておりますので。そうすると4,000人の方が、まず免許返上 するであろう多度津町民の母集団になります。それでもやっぱりすぐ免許を返さ ずにそのまま運転されてる方もいらっしゃると思うんですけども、80歳になる と、それがもう2,500人になる訳です。で、その半数とかあるいは3割みたいな数 字を見ても、やっぱり1,000人から2,000人の単位で、多度津町民の中には、いわ ゆる交通手段を持たない。あるいはそれに困っている。そういうニーズを求めて いらっしゃる方が潜在的にいると。そういうことをまず母集団として考えて頂い て。福祉タクシーの利用者もいらっしゃいます。金額ベースでいけば、1,500万 円。今期予算は1,600万円ですから、1万円を全部使うとして1,600人が満足して いるということになりますけれども、それに対して25人の方が満足しているに留 まっていて、それを増やせばいいじゃないかとこういうことになるんですけど、 それがなかなか増やせない。そういう現状にある。それはまた今後の質問につい

てそれを深掘りしてまいりますので、現状で使ってる方25人だということをまず、認識して頂きたいと思います。

では、次の質問になりますけれども、同事業に関わるボランティアの人数を教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たのボランティア人数についてのご質問に答 弁をさせて頂きます。

令和5年5月現在で運転ボランティアの方は20名、受付ボランティアの方は38名で ございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

ただ今、答弁されたとおりで運転手のボランティア20名で、受付といって助手席に同乗されて運転手とか、あるいは利用者の方の介助・サポートするというのが受付担当者、あるいは受付事務自体がやってらっしゃる。それで38名ってことで、58人のボランティアが25人を支えていると。これがチョイ来た事業の現状であるとそういう風に認識して頂きたいと思っております。

で、サービスを増やすためには、運転者を増やせばいいということになるんですけ ども、まず単純にお話しさせて頂くと運転手さんというのは、月に1回、当番が回 ってくる仕組みで今ローテーションが組まれています。火曜日と金曜日で、午前・ 午後に分かれていて、午前のコマと午後のコマということで出勤して頂いて、1週 間で4人、運転手さんを配置して、1箇月で16人、こういうようなローテーション で、ですから20人の、ある意味ギリギリの人数の中で、1箇月かろうじて回してい るというのが現状です。結局、今申し上げてるとおりですが、1人で2人の高齢者 の方の移動を支えているということになりますから。月曜日から金曜日まで毎日1 台の車ですけどそれを毎日走らせることにして、1箇月すると40人の運転手が必要 になって運べる人数は80人がマックスです。で、25人しか利用出来てないと。こう いうことが先日の協議会の総会で発表されて、いらっしゃるボランティア、25人し かいないっていうことがその場で知らされた部分と、もっと増やせばいいじゃない ですかと。利用者、その募集も今、止まっているのですが、それも募集し直したら いいじゃないですか、そういう意見が出ましたけれども、結局は運転手が増えない ので、それが現実上出来ない。それはもう理由は先ほど申し上げたように、民事上 にも問われます。刑事上にも問われます。行政罰も当然あります。そういう中で、 他人を乗せて何かあった時に責任が負えないからということで、敬遠されていらっ しゃる方が、私の聞いた中でも皆さんほとんどです。本人ないしは家族が止めると いうことでありますけど、こういう中で、運転手が増えない限りにおいては、チョ イ来たサービスと言いますか利用者を増やすことは到底不可能でありまして。そう であればチョイ来たというサービスをこのままでいいのかという部分もありますけ

れども、やはり、本来、町民1,000人から2,000人の方が望むコミュニティ的な移動 手段を別に考えなければ。あるいは福祉タクシーのチケット、もう少したくさん配 るということもあろうかと思います。大体福祉タクシー、利用率52%で1,500人延 べ人数、利用ですけれども、使ってる方は、基本的には労災に行って往復したら2 回で終わり、あとはもう自腹なんですよ。みたいな方が多くて、やはり金額の増額 に対するニーズが非常に高いです。ですから、コミュニティバスが難しいのであれ ば、それは必要なんであろうと私は思ってるんですけれども、福祉タクシーのチケ ットを増やすか、それ以外の移動手段を提供しなければ、高齢者が車が運転出来な くなって町内を移動する。先ほど引き籠りとかこういう介護の話で、あと外へ出な きゃいけないというニーズは分かってる訳ですし、外へ出たり町民の希望も分かっ てる訳なので。それに応えるためには町がある程度しっかり予算をとって、それに 応えていかないといけないっていうのはあるので。ですから揚げ足取りじゃござい ませんけれども福祉タクシーのチケットを配ってますと。あとチョイ来たの満足度 高いですというのは、ちょっと表面的な話であって。実態を深掘りすれば、それで 全然足らないというのが、皆さんご理解頂いたかなと思うんですけれども、そうい うことで今後の移動手段について、考えて頂きたいと考えております。

それで続いての質問させて頂きます。町からの助成の状況を教えて下さい。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たへの助成状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

多度津町高齢者等移動手段確保事業補助金交付要綱に基づき、運営補助を行っております。車両のリース代や通信費、保険料、利用料金で賄えなかった燃料費を補助しております。

令和3年度は135万275円、令和4年度は81万5,291円を補助し、令和5年度の申請額は117万9,000円でございます。これらの財源は介護保険法の地域支援事業のうち、住民主体の活動を支援するための地域介護予防活動支援事業を活用しており、令和3年度におきましては、新規立ち上げ費用の補助金として香川県移動外出支援事業補助金を活用しました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

今、ご説明頂いたとおり3年間で累計大体340万位、助成が出てますということになります。

で、これは決して嫌味ではないんですけれども25人の方を満足させるために340万が使われている。そういう実態であることには違いないというのは認識頂きたいと。で、3年間それで割ると13万円位で1年に直せば4万5,000円位を25人の方に負担していることになるんですけども、これを仮に2,000人ぐらいの移動手段に予

算として費やすとすると1億円になりますので、チョイ来たのサービスを拡大させてもないですけども、やはり移動手段を提供する。町が負担するということで、2,000人位カバーしようと思ったら1億円使ってもおかしくないと。こういうことでありますので助成について見直して下さいという訳ではないですけども、やはりそういうお金の使い方も続けてこれでいいのかと理解して、検討して頂くと。そういう機会にして頂ければと思います。

では、続きまして最後のチョイ来たについての再質問でありますけれども、本事業の課題・問題点について説明をお願い致します

高齢者保険課長(松浦 久美子)

大平議員の移動サービス・チョイ来たの課題や問題点についてのご質問に答弁 をさせて頂きます。

住民の方が主体となって行っている活動であり、住民ボランティアの力が必要であります。活動を継続したり、かつ拡張したりするためには、担い手の確保が課題となっております。

利用者からは大変満足しているなど好評ではありますが、利用曜日を増やして欲しい。予約が取れないなどの回数の増加を望む声もあります。利用回数を増やすのも安全・安心に活動が出来るだけの担い手の確保が課題であり、今後、担い手の高齢化が問題となることが推測されます。

このようなボランティアによる輸送サービスは、県内におきましては、丸亀市と観音寺市も実施しており、全国的に広がってきております。その経緯は、平成27年に道路交通法が改正され、75歳以上の免許更新時の認知症検査が厳しくなったことから、高齢者の運転免許証の返納が増加すると推測し、国土交通省内での高齢者の移動手段の確保に関する検討会で輸送サービスの制度が整理され、互助による輸送が明確化されました。それに基づき、平成30年3月に国土交通省が高齢者の移動手段確保のための互助による輸送、道路交通法上の許可、登録を要しない輸送の制度とモデルについての通知を発出したことによるものでございます。

本町におきましても高齢者がいつまでも住みなれた地域で過ごせるよう活動の趣旨を理解し、移動支援に御協力して下さる方が増え、継続的に活動出来るよう今後も支援し、助言してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

問題点は、既に私が幾つか折に触れても申し上げてるとおりなんですけども。利用者によっては、なかなか予約がとれないとか利用が出来ないということで、登録したものの、予約すること自体、諦めてしまってる人がもう大半であるということ

と、ボランティアである運転手さんが集まらないので、拡大をしたくても拡大出来ない。そういう非常にネックを抱えている。あるいは、もうこのボランティアという言葉に甘えて、町がやるべきことをやってないということもそもそも問題ではないかと思います。非常に事故が起こった場合については、大変な責任が一個人に降りかかってくる。皆さん、ボランティアの方は、それを乗り越えて協力してくれているものの、その有事がある日突然やってきて、町民の中に加害者が発生し、町民の中に被害者が発生する。そういうことで町民が不幸になるというのは、町全体についても不幸であることだと思いますので、私はこのまま放置して町が何もしないというのはいけないと思っております。

続いて最後に町長に再質問ということでさせて頂きますけれども、これまでの質問を踏まえて移動サービスについての町の在り方をちょっと、ご見解頂きたいと思います。

町長(丸尾 幸雄)

先ほどは、ご答弁頂いて有難うございます。

様々なことで勉強になりましたし、また少し、大平議員にお話ししておいた方がい いのかなということも、ちょっとここで聞きながら、感じておりましたので、いい 機会を頂いて、うれしく思ってます。この移動サービス・チョイ来たっていうの が、これが全てではないんです。もう御存じのように。もともとこのチョイ来たっ ていうのは、デマンドタクシーなんですね。それで私が多度津町内のタクシー会社 に、余りは言えないんですけども、お頼みしました。デマンドタクシーを扱ってく れませんか。その前にデマンドタクシーとかコミュニティバスとか色んなことを検 討して。まず、そこから話をさせて頂きますけど、コミュニティバスっていう時に アンケートをとりましたら、自分の家のそばに停留所を置いて欲しいとか、自分が 行きたいところにぐるっと回って、時間をかけて行くのだけは勘弁して欲しいとい うことがありました。それと、この近隣の行政のコミュニティバスを色々聞いたり 調べたりしてますと、費用対効果が余りにも悪過ぎる。町民1人について何百万近 い金が流れている。それは全てのところではありませんけども、そういうことの中 で、じゃあ今のアンケートのことも考えると、町民の皆さん方が望んでいるのは、 ドアツードアじゃないか。ドアツードアということはタクシーになります。その時 までは福祉タクシー事業は、80歳以上で5,000円だったんですけども、そのアンケ ートを見た後に75歳以上で1万円。今のように変えたんですけども、それと同時に デマンドタクシーというのをタクシー会社にお願いに行きました。2回ほど行った んですけども、その時は断られました、今のタクシーが今のままのやり方でやって いきます。ということだったんで。今これもちょっと話が長くなって申し訳ないん ですけども時間は大丈夫ですかね。今、地域包括ケアシステムという制度のことが 出てきました。多度津町としても医療、介護、福祉、そしてボランティアの皆さん 方、その方々と一緒になって、体の不自由な方とか独居の方とか、そういう高齢者 を見守り支えていく。そのための地域包括ケアシステムというのを構築して、それ を充実していくということが求められています。そういう中で、ボランティアの 方々が本当にそのデマンドタクシーも出来なくなった。コミュニティバスは費用対 効果が悪過ぎて、今の多度津町のような財政状況では、なかなか無駄なことが出来 ない。そういう中で生まれてきたのがチョイ来たであります。それは、多度津町の 中で多度津支え合い笑顔の会というのが出来まして、四つの校区ごとに出来てま す。その中で、ボランティアの方々が地元の高齢者とお話ししている中で、病院に 行くのに足がないですとか、ちょっとした買物に行くのに足がない。そういうとこ ろから生まれてきたのがチョイ来たでありますので。これはあくまでボランティア の、本当に私どもにとっては、手の届かないところに手を差し伸べて頂いた町民の ボランティアの方々、非常に感謝してます。そういうチョイ来たをこれからもずっ とそのままでいくのか。今、大平議員がおっしゃったように、色んな危険性を孕ん でいます。そういうことを私どもが容認するのかというとそういうことでありませ ん。今も色々と、また、コミュニティバスに関しましても、今のようなコミュニテ ィバスですと色んなところで空バスって言われたり、もう当然赤字になる。赤字に なって財政を悪化するのは分かってる。だけども、その住民の声に応えてやってい るという、自治体、行政もあります。そういうことを考えた時に私どもは、財政の まず健全化を考えないと何も出来なくなってしまう。そういう考えの中で、今のよ うなコミュニティバスの運行というのはちょっと難しいんじゃないか。例えば、環 境に優しい電気自動車のようなものとか、それで活用出来るんだったらそっちの方 に、今、検討しているところです。コミュニティバスがやはり住民の皆さん方の中 には1番、ご希望がありました。ただ、その中で希望のあったコミュニティバスの 運行形態が、今のようなコミュニティバスの運行形態を希望している訳ではありま せん。やはり、住民のニーズに確実に応えていけるようなコミュニティバスの運 行、またそれに代わる何かそういうものを検討していかなきゃいけないと考えてい ますので、どうか大平議員にも、これからも色々とアドバイスをして頂きながら、 また、議会の皆様方と検討させて頂いて、住民が本当に望む、本当に住民の皆さん 方の役に立つような、そのような公共交通を考えていきたいと思ってます。

それは今も申しましたように、環境にやさしいという、多度津町も今、ゼロカーボンシティ宣言も行っておりますので、今のコミュニティバスにしましてもガソリンを振り撒いてしまうようなことはちょっと難しいんじゃないかな。

そのような諸々のことも考えながら、議員の皆様方にもご相談させて頂きますので、どうかよろしくお願い致します。有難うございます。

議員(大平 恭大)

町長、答弁有難うございました。

少し3月よりは、前向きなご回答頂いたと思っているんですけれども、ちょっと一言苦言といいますか、申し上げると電気自動車のバスというのが、結局国内では大手メーカー作ってませんで、基本的に中国からの輸入と言います。中国の販売代理店からの販売が主流です。で、北九州に何かベンチャーでやってるとこあるらしいんですけども近頃の今ニュースと言いますか、ちょっと少し前になりますけども、その中国製の電気バスから六価クロム、いわゆる人体に有害な物質が出て、今現状は販売停止。余り国内で販売出来ない状態になっています。私も3月に申し上げたコミュニティバスのプランについては、とにかくいつ止めてもいいようにじゃないんですけども、いわゆる来るべきその自動運転の時代が来るのを見据えて、すぐ止められるような安いコストで、もう中古の車もワンボックスカーでもいいので、そういうのをとにかく乗り合いタクシーなり、あるいは乗り合いコミュニティバスとか言いながら運行させたらいいんじゃないかなというのが私のプラン、考えなので、やっぱ大仰に構えていくとなかなか実現しづらくなりますので、出来ることからやっていくということで、お考えをどうか検討して頂ければと思います。

済みません。時間ございませんので、続いての質問をさせていきます。

速やかな財源の確保ということで質問させて頂きます。

何かにつけ財源財政難との理由から、町民の望む投資、サービスが取上げられない 状況が続いています。この状況を打破するためにスリム化による財源確保の方法に ついて質問させて頂きたいと思います。

一般に事業会社においてスリム化による資金確保というのは、保有する有価証券不動産等の売却を資産を売却して現金を確保することを指します。バランスシートの資産の換価を目的するので、財務のリストラだとも言います。現金確保のためとは言え、事業継続必要な工場を売却する訳にはいかないので、保有する不動産のうち、事業計画に必要なものとそうでないものを選択し、必要でないもの、すなわち遊休不動産、売却可能な資産を主に売却をしてまいります。それが財務のリストラということになります。

さて、本町において、このような住民サービス等に提供しない遊休不動産はどの程 度あるんでしょうか。回答をお願い致します。

総務課長(泉 知典)

大平議員の住民サービス等に提供していない遊休不動産はどの程度あるのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、大平議員のご質問にございます遊休不動産とは、現在、町が所有している普通財産のうちの売却、貸与等の有効的な活用を行えていない土地のこととして、ご回答申し上げます。

令和5年3月末現在、町の普通財産は49万2,301㎡でございます。そのうち、山林 及び貸付け等を行っている土地面積が47万6,673㎡を占めており、売却、貸与等の 有効的な活用を行えていない土地につきましては、それらを除いた1万5,628㎡となっております。なお、そのうち本通1箇所、栄町2箇所、計1,001㎡の土地につきましては、売却地として公募中でございます。しかしながら、その他の大多数の土地は500㎡未満の狭隘な土地となっておりますので、現状では有効的な活用が出来る可能性の低い土地であると認識しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。

時間が気になって少し早口になってまいりますので、よろしくお願い致します。

説明頂いた不動産のうち、土地の上に老朽化した建物がある場合などは、直ちに売 却することは難しいケースがあろうかと思います。

本日は多度津町土地開発公社を通じて町が取得を続けている多度津町大通り249番地2他の土地、すなわちシルバー人材センターのあるあたりの駐車場として、よく利用されている更地についてその売却是非を検討していきたいと考えます。当該土地の取得目的、取得経費について説明をお願い致します。

町長(丸尾 幸雄)

大平議員の当該土地の取得目的、取得経費についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

多度津町土地開発公社は、町からの出資金を基に昭和49年に設立された外郭団体で ございます。町からの委託を受け、必要な公共用地の先行取得を行うことを目的に 設立されました。

設立当時は地価が高騰していた時期であり、町が計画した道路や公共施設に必要な 土地を迅速に取得する必要がございました。土地開発公社は、設立以降、道路や公 園、社会福祉施設等の公共事業用地の取得を町に代わって行い、本町の社会資本整 備に大きな役割を果たしてきました。

今回、議員のご質問にございました土地開発公社が先行取得した多度津町大通りの 土地につきましては、平成3年度に町からの委託を受け、実施した駐車場用地事業 であり、公共駐車場、公園及び道路用地を目的として日本国有鉄道清算事業団より 取得したものでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございました。当該土地の面積を町と公社それぞれで教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地の面積についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

駐車場用地事業の土地の面積につきましては1万439㎡で、全て土地開発公社の土地でございます。現在、第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年をかけ、町が土地開発公社から買戻しを行

っている最中であり、町の買戻しが完了した後に町の名義に変更する予定でございます。

なお、令和5年4月末現在までの町の買戻し面積は8,320㎡で、買戻しが必要な残りの面積は2,119㎡となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁に再質問させて頂きます。

現在の土地は全て公社名義ということなんですけれども、ですから土地開発公社 の評議会で頂いて、毎年少しずつって言いますか一定面積を町が買戻していると いうことになってますけれども、いわゆる登記上は公社のままで存置している と、そういう理解でよろしいでしょうか。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問に答弁させて頂きます。

そのとおりでございます。土地開発公社の中での話では、実際の良く分かるように、お金がこれだけだから、これだけの分は町のものですよという言い方してますが、全額返済しない限り土地の名義は変えられませんので、今のところ全部土地は土地開発公社の名義となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員 (大平 恭大)

今の説明で分かりました。実際少しずつ土地を買い戻すと分筆してその部分で買い戻すとか持分に分けて持分で買い戻すとなるんですけども、都度登記で費用が掛かると。あるいは手間が掛かるということを考えると、最後一括でやりますよというのは町と公社との関係なので、区切りがあることとは思いませんので、そういう手続を踏んでるというのは理解致しました。

では次の質問ですけれども、現在の利用状況及び将来にかけて利用目的があるんであれば、その目的を教えて下さい。

町長(丸尾 幸雄)

大平議員の現在の利用状況及び将来にかけての利用目的についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在の利用状況につきましては、公益社団法人多度津町シルバー人材センターの駐車場、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団が管理しております多度津町立資料館の駐車場、また、JR四国の多度津工場の建て替えに伴い、四国鉄道機械株式会社及び四国開発建設株式会社の駐車場及び工事ヤードとして貸付けをしております。

その他、多度津町民会館でイベントがある際には、臨時駐車場として貸付けをして おります。将来にかけての利用目的につきましては、土地開発公社からの買戻しが 完了した後、現在の利用状況等を考慮しながら関係課及び関係機関と連携を図り、 売却及び貸付け等も含め適切な管理及び有効な利活用が行えるよう検討してまいり たいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

答弁有難うございます。

時間の中で大変恐縮なんですけども、ただ今の答弁でちょっと異議がございまして、土地開発公社からの買戻しが完了した後に現在の利用状況を踏まえて将来の利用状況と言いますか、売却するしないを含めて検討しますと。こういうご答弁だったと思うんですけれども、私がこの質問をしている趣旨というのは、町が財政がない。お金がない。だから何も事業が進められない。こういう、お話されているので、では直ちにお金になるものがありますよね。っていうこういう指摘でございまして、町が公社から買戻しするまで何も考えないと言いますか売却を先送りするというのは、ここでの会話がいわゆる公開記録として残る以上は、その記録を残す訳にいかないので、後に考えますというところを訂正もしくは削除。あるいは違うという言い方だと意味が違うんですけど、ちょっと修正をお願いしたいんですけども、よろしくお願いします。

総務課長(泉 知典)

大平議員の再質問ではございませんが、今のことでちょっとお答えさせて頂きます。

今現在あの土地には、例えば町道が入っております。そのうち近々のうちに、あそこも地籍調査が入ります。その時に売却も鑑みた形で町道を入れることも必要となってまいります。そういうことも含めまして、町が全て買戻した後というのは、ちょっと不適切かも分かりませんが、そういう風なことが全て終わった後に、そういうことも鑑みながら、機会があるごとに検討していきたいと思います。よろしくお願い致します。

議員(大平 恭大)

では、もう直ちに売却に相応しいものになれば、すぐに売却して頂くということでお願いしたいと思いますけれども、先送りが出来ないという状況は、ご理解頂きたいと思います。

続きましての質問にさせて頂きます。

借入金の年間支払い額及び当該土地に関わる借入金の完済までの利払いの総額を概算で結構なので教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地における現在の公社の借入金と返済状況、町の累積購入金額 とその資金手当ての方法についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

土地開発公社は町からの委託を受け、金融機関から借入金を元に土地を取得した 後、取得した土地を町へ売却し、その売却収益を金融機関からの借入金の返済に充 てております。 令和5年4月末現在の土地開発公社の駐車場用地事業における金融機関からの借入金は1億9,252万2,000円でございます。令和5年4月末現在までの返済総額は8億8,906万1,000円でございます。町の累計購入額、いわゆる町の土地開発公社からの買戻し総額は令和5年4月末現在、8億6,400万円となっており、その資金の手当ては、町の一般会計からの支出となっております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

済みません。ちょっとまずお詫びしなきゃいけない、ちょっと私も時間が気になってまして今5番の質問をすっ飛ばして6番にいってございまして、一応借入れの状況については、あるのは2億弱ということなんですけども、その利息の負担状況をご説明下さい。6番の回答をお願いします。

総務課長(泉 知典)

大平議員の借入金の年間支払い額及び当該土地に係る借入金の完済までの利払い 額の総額についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

借入金の年間支払い額、いわゆる土地開発公社の駐車場用地事業における金融機関からの借入金の年間償還金額は1億800万円でございます。借入金の完済までの利払いの総額は約150万円でございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

有難うございました。

では次に、土地を売却した場合、今度は名義が個人に変わった場合、個人あるいは法人に変わった場合に得られるだろう固定資産税の金額を概算で教えて下さい。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地を売却した場合の得られるであろう固定資産税についてのご 質問に答弁をさせて頂きます。

令和5年度の固定資産評価額に基づき、町が当該土地を土地開発公社から買戻しを 行った後に現状のまま他社へ売却すると想定した場合の固定資産税額は年間約 160万円と算出されております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

済みません。早口に付き合って頂いて有難うございます。

今の話でいきますと、まず利息を町が150万円負担しています。一方でそれを売却して、今度固定資産で得られると160万円貰えます。ですから300万円位の差額で町の収支も改善するということになりますので、そこをちょっとアピールと言いますか、皆さんに認識して頂きたいと思います。一方で今度売却をした場合に、9番になりますけども土地の売買についての見解をお願い致します。

総務課長(泉 知典)

大平議員の当該土地の売却についての見解についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

土地開発公社からの買戻しが完了した後の当該土地につきましては、売却も選択肢の一つでございますが、現在の利用状況等を考慮しながら、関係課及び関係機関と連携を図り、売却及び貸付け等も含め、適切な管理及び有効な利活用が行えるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(大平 恭大)

有難うございました。時間が参りましたので、これにて終了です。

議長(村井 勉)

これをもって3番、大平 恭大 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を15時10分でお願い致します。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時10分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に8番、金井 浩三 君。

議員(金井 浩三)

一般質問、8番、金井 浩三。小学校の統合について、この1問だけでございます。

去る5月1日、金曜日、町民会議会長・副会長会の資料の中に生徒の数、令和4年から令和5年度、多度津中学校533名から513名、多度津小学校242名から251名、豊原小学校428名から422名、四箇小学校304名から296名、白方小学校64名から55名、生徒の数が目に見えて少なくなっています。

そして白方小学校の生徒の内訳、1年生5名、2年生11名、3年生7名、4年生12名、5年生12名、6年生14名、計55名です。そして白方地区の5歳児10名、4歳児7名、3歳児10名、そして5歳児の地区は、東白方2名、西白方2名、奥白方4名、見立ゼロ、西港町2名の計10名でございます。

そこで質問します。最近聞いたのですが、白方地区の生徒が四箇小学校に通学されていると聞きました。何名の生徒で何学年ですか、答えて下さい。

教育長 (三木 信行)

金井議員の白方小学校校区児童で四箇小学校に校区外就学をしている児童についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

白方小学校校区から四箇小学校へ校区外就学をしている児童につきましては、全体で8名です。

その内訳につきましては、1年生が1名、2年生が1名、3年生が1名、4年生が

3名、5年生が2名です。

なお、四箇小学校校区から白方小学校へ校区外就学している児童が2名おり、5年生・6年生でそれぞれ1名です。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

有難うございました。そして、その生徒はなぜ四箇小学校になったのですか、教 えて下さい。

教育長(三木 信行)

金井議員の四箇小学校へ通学する理由についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

白方小学校や四箇小学校に限らず、児童の就学する小学校又は就学している小学校の変更については、校区外就学申請書を提出し、教育委員会においてその内容を審査し、認められた場合に許可されるものです。

認められる事由としては、「転居によるもの」、「家庭の事情」、「健康上の理由」、「教育的な配慮」、「生活環境・地理的条件」等となっています。

ご質問の四箇小学校へ校区外通学する理由については、通学距離が白方小学校よりも近い「地理的条件」や両親が共働き等により祖父母宅へ帰宅する「家庭の事情」、「教育的な配慮」を要するなどの理由であります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

有難うございます。私は今年、四箇小学校の入学式での挨拶で、新入生にたくさんの友達を作って下さいと挨拶をしました。5名の入学では、多くの友達の考えに触れる機会や友達と切磋琢磨して自分を鍛える環境と言えるのでしょうか、お答え下さい。

教育長 (三木 信行)

金井議員の5名の入学で多くの友達の考えに触れる機会や友達と切磋琢磨して自 分を鍛える環境と言えるのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

白方小学校につきましては、平成元年頃より全学年が1学級となっており、児童数 は減少傾向が続いています。

議員ご指摘のように少人数のクラスでは様々な個性を持つ友達の考えに触れる機会が少なくなり、固定化された関係の中で、友達と切磋琢磨出来るという環境も出来にくい状況になることは考えられます。

一方で、少人数校は、異学年間の交流が盛んであることや児童一人ひとりに目の行き届いた、きめ細やかな指導が出来る利点もあります。

また、少人数校であっても学習指導の工夫により、共同して学んだり、切磋琢磨して高め合う場を作ったりすることは可能です。加えて、少人数の機動性を生かして多様な体験活動を行うことも出来ます。

少人数であることのメリット・デメリットを理解した上で、学校運営をすることが 大切だと考えております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

済みません。答弁書で再質問させて頂きます。

固定化された関係の中で友達と切磋琢磨出来るという環境も出来にくい状況になる。と考えられます。そしてもう一つは、少人数であっても学習指導の工夫により共同して学んだり、切磋琢磨して高め合う場を作ったりすることは可能です。済みません、これもう少し詳しい説明をよろしくお願いします。

教育長(三木 信行)

金井議員の再質問について答弁をさせて頂きます。

先ほど述べた私の少人数校であってのメリットに関係することだろうと思います。 例えば、学習指導って言いますと、まず私自身、白方小学校へ学校訪問等でで出向く訳ですけれども、子供達は活動的に学習活動をしております。今、国や県が推進している個の個別の興味関心とか、深度の理解度に合わせた個別最適化された学習について、小人数であるために一人一人の興味関心に合わせた事業が出来るという利点もあります。そして、例えば3人・4人・5人であったとしても、その中で非常に緻密な共同学習が仕組むことも出来ます。その範囲の中で切磋琢磨出来る環境も出来るという風に考えております。それから例えば、異学年の交流ということがあります。幾つかの学年の中であれば、違った学年でともに活動する中で、プラスの面も現れることが出来ます。今年の運動会、去年の運動会を見ていたんですけれども異学年交流によって様々な取組が出来ています。例えば運動会では、学年を4つの色別のチームに分けて活動していました。運動会を最初に白方小学校の伝統の応援合戦を行う訳ですけれども、それぞれ縦割りの中で、児童達は生き生きと活動をしていて、している児童も見ている大人の方も非常に楽しい種目であったという風に感じています。

あと少人数であることが機動性ということで、例えば修学旅行に行ったり、体験的な活動をする時に、小人数であるが故に機動性を持って、例えば色んな見学地であるとか、色んなイベントとか一緒に参加しやすいということもありますし、活動の中でも大勢いるんではないので、個々に深い体験が出来るというようなメリットもあります。そういう意味で、小人数学級であったとしてもメリットはあるというあたりのところを申し上げました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

有難うございました。やはり学校の先生の答弁ですね。

それでは次にまいります。令和6年になり6年生14名が卒業して、5歳児10名が全員入学したとしても全生徒51名、令和7年、12名の生徒が卒業し、4歳児7名で全員入学したとして46名、このような状況をどのように考えているのですか。教育者

として、教育長にお聞きします。

教育長(三木 信行)

金井議員の現在の白方小学校の状況をどのように考えるかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

小学校の適正規模については、平成30年9月に定めた「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針について」の中で、学級の標準規模は35人から40人規模とし、複式学級の出現を避ける。学校の規模としては、1学年2学級から3学級の規模とし、「同年齢の集団の中で自立心を養い、切磋琢磨しながら成長できる環境を整える。」としております。

ここで付け加えますが、現状の香川県では35人までが1学級の上限となっておりまして、36人の場合は18人づつの2学級となるという風な基準になっております。

それらの基準から考えると現在の白方小学校は、学校の規模が小さいと言えます。 しかし、先程、答弁をさせて頂いたとおり、少人数校のメリット・デメリットを理解した上でメリットを活かし、デメリットを補うことが大切だと考えております。 現在の白方小学校は、新しい学習棟などの整った設備、豊かな自然環境、歴史や文化を身近で学べる環境、地域の持つ教育力など教育環境として魅力的な面も数多くあります。

教育委員会と致しましても、どの様な支援が必要なのか、学校とともに考え、地域 の長所を生かした学校運営に協力してまいろうと考えております。以上、答弁とさ せて頂きます。

議員(金井 浩三)

有難うございます。ある人は、複式学級でやっているのかという人もいました。 複式学級というのは、どういうことなのか教えて下さい。

教育長 (三木 信行)

金井議員の複式学級についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

複式学級とは他の学年と合わせて1学級を編成する学級編成で、文部科学省より基準が定められています。

その基準では、小学校の引き続く2つの学年の児童の数の合計数が16人以下である場合(ただし、1年生を含むときは8人)とされています。

現在の白方小学校は3年生が7人、4年生が6人、2学年合計で13人ですので、複式学級を編成しなければなりませんが、県費で配置された加配教員を活用し、単学級編成をしております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

白方小学校で多度津町が支払いしている支援員、用務員さんが何名おられて年間 幾ら支払っているのですか、お答え下さい。

教育長(三木 信行)

金井議員の町費で支出している支援員等の人数及び費用についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、白方小学校には、児童・生徒へのきめ細かな学習支援・相談を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るために配置する学力向上支援員を2名、特別な支援を必要とする児童・生徒の安全を確保し、生活補助・学習習慣の支援を行うために配置する特別支援教育支援員を1名、学校用務員を1名、合計4名の会計年度任用職員を採用しております。

配置に係る費用につきましては、1人当たり年間約200万円の予算計上をしておりますので、4名で約800万円の予算を必要とします。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

私はそろそろ白方小学校、四箇小の統合について真剣に考える時が来ていると思います。

5~6年先を見据えて、今後検討すべきだと思います。それは本町の未来を担う大切な子どもたちのためにも必要と思うからです。

そこで町長のお考えをお伺いします。

町長 (丸尾 幸雄)

金井議員の白方小学校と四箇小学校の統合についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

少子高齢化の波の中で、町内の児童数の減少は確実に進み、地域差が顕著となって来るとされていることや耐震化は完了したものの、建築から50年を超える校舎は、子どもたちの安心・安全を確保するために同時期に修繕・大規模改造・改築することを余儀なくされております。

このような現状を踏まえると、小学校の適正規模・適正配置に係る事業につきましては、将来、実施しなければならないことだと考えております。

ただし、これまでの議会での一般質問等でも答弁致しましたが、教育委員会の基本 方針にもあるとおり、幼稚園の適正規模・適正配置に係る事業を先行して実施する 必要があると考えております。

小学校につきましては、各地区で地域コミュニティの核となっていることもあり、 今後の地域社会の維持・発展や地域住民の気持ち等にも配慮する必要があることか ら、子どもの教育環境の整備と併せて慎重に検討する必要があると考えておりま す。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

有難うございます。次に、運動会について質問します。

学校行事は地域とともにあると思っていますが、令和5年度の運動会は、低学年、中学年、高学年と時間配分をし、内容も地域の方が関わることが一つもなくなりま

した。今後ともこのやり方でいくのですか、お答え下さい。

教育長(三木 信行)

金井議員の運動会の運用方法についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本年度の運動会につきましては、運用の方法は、それぞれであったものの、全ての 小学校において午前中で開催となりました。

これは、新型コロナウィルス感染症の5類移行があったものの、感染対策と合わせて学校行事の見直し精選や保護者負担を軽減することなどから、従来からの運動会の内容が変更されたものだと思います。

今後の運動会の運用方法につきましては、本年度の良かった点や反省点を検証し、 実施時間やプログラム内容を含め、改善出来るところは改善出来るよう校園長会等 の場を中心に検討してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(金井 浩三)

以上で、私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって8番、金井 浩三 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は、全て終了致しました。

これにて散会致します。

次回は明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。 長時間お疲れでございました。

散会 午後3時32分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

> 令和 5 年 6 月 8 日 第2回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書記